

教育再生の 着実な推進

現在、政府においては、「経済再生」と並んで「教育再生」が重要課題とされています。首相官邸に設置された教育再生実行会議では、これまでに十次にわたる提言が出されました。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省はこれらの提言や議論を踏まえるとともに、「教育基本法」の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育再生のための施策を推進しています。

本章では、まず具体的な教育改革の取組として、第1節では新学習指導要領の概要について、第2節では高大接続改革について紹介します。続いて、第3節では現行の「第2期教育振興基本計画」と、平成30年度からの5年間を対象とする「第3期教育振興基本計画」の策定に向けた検討状況について紹介します。さらに、第4節では教育再生をめぐる議論の現状について、中央教育審議会と教育再生実行会議の検討状況を紹介します。最後に、第5節では教育政策に関する総合的な国立の研究機関である国立教育政策研究所の活動について紹介します。

第1節 新学習指導要領について

文部科学省は、人工知能（AI）の進化など急速に進化し予測不可能なこれからの社会において、子供たちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を確実に育成することを目指し、平成29年から30年にかけて、各学校の教育課程編成の基準である学習指導要領等の改訂を行いました。

その詳細については第2部で記載しますが^{*1}、本節では、高大接続改革^{*2}との関連でも重要な意義を持つ高等学校学習指導要領について説明します。

1 高等学校学習指導要領の改訂

平成30年3月に、新しい高等学校学習指導要領を公示しました。今回の改訂は、28年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ、29年3月に公示した小学校・中学校学習指導要領等と同様、現行学習指導要領の基本的な枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することを目指しています。新しい高等学校学習指導要領は、34年度入学生から順次実施されます。

(1) 高等学校教育を取り巻く状況

高等学校は、中学校卒業生の約99%^{*3}が進学する初等中等教育段階最後の教育機関です。その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されます。

平成27年6月の「公職選挙法」の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、高等学校の生徒にとって政治や社会がより一層身近なものとなっています。このため、高等学校には、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育むとともに、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に強く求められています。

一方、高等学校教育については、これまで、大学入学者選抜などの外部要因によりその在り方が規定されてしまい、目指す改革を進めにくいとの指摘もなされてきました。今回の改

*1 参照：第2部第4章第1節

*2 参照：第1部教育再生の着実な推進第2節

*3 高等学校等への進学率＝当該年の高等学校等・高専の進学者／当該年の中学校等の卒業者

訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の一環として行われたものであり、特に高等学校にとって、これまでの改訂以上に大きな意義を持つものであると言えます。

今、初等中等教育段階で育んだ資質・能力を高等教育段階やその後の社会生活につなげていくことが、教育界のみならず社会全体の要請として求められています。とりわけ社会の出口に近い高等学校が、初等中等教育の総仕上げを行う学校段階として、生徒に必要な資質・能力とは何かを明確にし、高等教育段階やその後の社会生活においても生かされるように、それらの資質・能力を確実に育み、生涯にわたって学び続けることの意義を生徒自身が見いだせるようにしていくことができるかどうかは、生徒自身の人生だけでなく、未来の社会の在り方に関わる大きな課題です。このため、文部科学省は、高等学校学習指導要領の理念が確実に実現されるよう、一つ一つの施策に着実に取り組むこととしています。

(2) 改訂の基本的な考え方

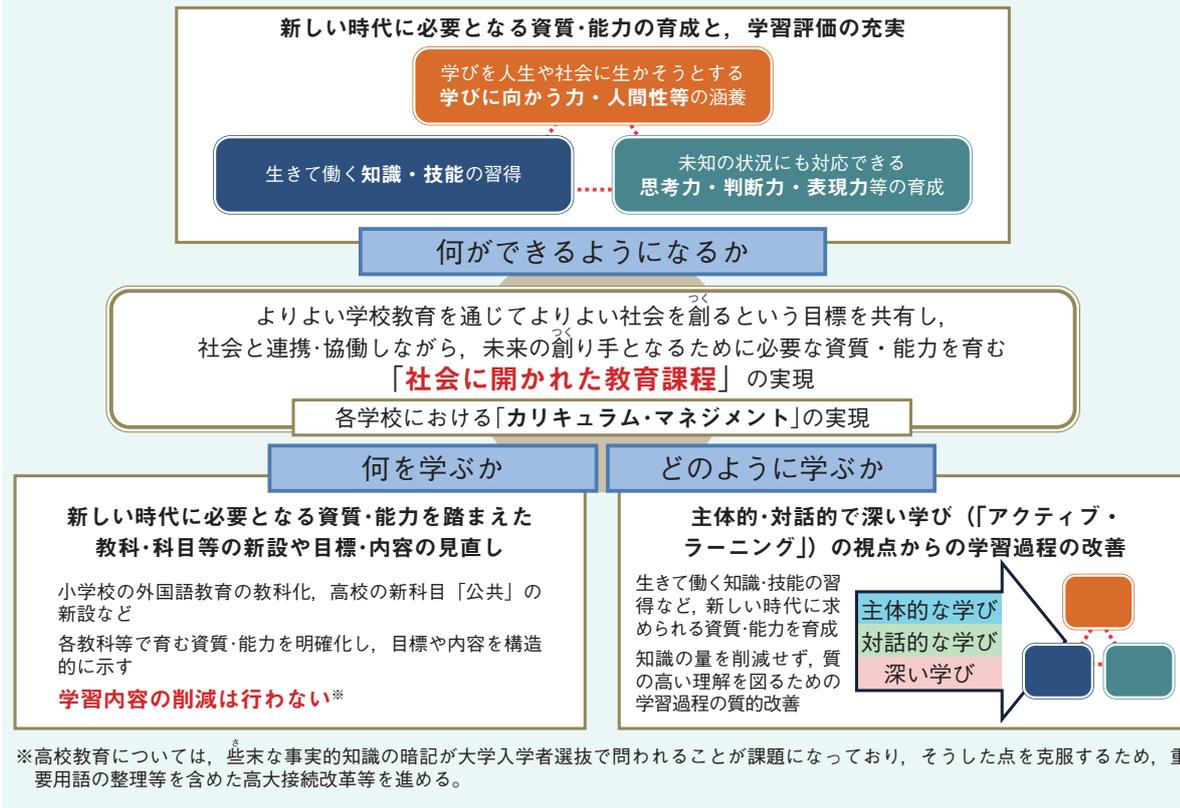
今回の改訂は、小・中学校学習指導要領等と同様に、「教育基本法」、「学校教育法」などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の考え方を重視することとしています。

その主要な理念としては、[図表 1-3-1](#) に示すとおり、以下の点が挙げられます。

- ①知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために育成すべき資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱で再整理したこと
 - ②知識の理解の質を更に高め、これからの時代に必要な資質・能力を確実に育むため、主体的・対話的で深い学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の視点からの授業改善を進めることとしたこと
 - ③学校全体として、教育の内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立を図ることとしたこと など
- こうした新学習指導要領の内容については、第2部において詳しく説明しています*4。

*4 参照：第2部第4章第1節

図表 1-3-1 学習指導要領改訂の考え方



(3) 教科・科目構成の見直し

高等学校には、生徒一人一人の進路選択や、地域や社会の現状や見通しを踏まえて、各学校が育てたい生徒の姿を明確にし、教科・科目選択の幅の広さを生かしながら、これからの時代に求められる資質・能力を生徒に育てていくことが求められます。こうした観点から、高等学校の教育課程の在り方としては、「共通性の確保」と「多様性への対応」*5を踏まえつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていけるようにすることが重要です。

このため、新しい高等学校学習指導要領では、図表 1-3-2 に示すような教科・科目構成の改善を行いました。

例えば、国語科については、課題として、教材の読取りが指導の中心になることが多く、話し合いをしたり論述したりする学習が十分に行われていないこと、また、古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中で生かしていくという観点が弱く、学習意欲が高まらないことなどが指摘されていました。こうした課題の解決を図るため、「現代の国語」と「言語文化」の2科目を必修科目として新設するとともに、選択科目として「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」、「古典探究」を新たに設けました。

また、地理歴史科では、持続可能な社会づくりを目指し、地理的環境と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的な諸課題を考察する「地理総合」及び世界と其中における日

*5 平成28年12月21日中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、「高等学校の教育課程の在り方については、各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていくことが重要である」と記載されている。

本について、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する「歴史総合」という必修科目を新設しました。公民科では、現代社会の諸課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等について考察する「公共」という必修科目を新設しました。

さらに、情報科では、現行の「社会と情報」、「情報の科学」を再編して、「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」を新設するとともに、「情報Ⅰ」を必修科目とし、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワークやデータベースの基礎等を学ぶこととしています。

加えて、将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設しました。

図表 1-3-2 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔改訂〕				〔現行〕			
教科	科目	標準単位数	必修科目	教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○	国語	国語総合	4	○2単位まで減可
	言語文化	2	○		国語表現	3	
	論理国語	4			現代文A	2	
	文学国語	4			現代文B	4	
	国語表現	4			古典A	2	
	古典探究	4			古典B	4	
地理 歴史	地理総合	2	○	地理 歴史	世界史A	2	┌──○ └──┐
	地理探究	3			世界史B	4	
	歴史総合	2	○		日本史A	2	
	日本史探究	3			日本史B	4	
	世界史探究	3			地理A	2	
公民	公共倫理	2	○	公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	政治・経済	2			倫理	2	
	政治・経済	2			政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可	数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可
	数学Ⅱ	4			数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3			数学Ⅲ	5	
	数学A	2			数学A	2	
	数学B	2			数学B	2	
	数学C	2			数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	┌──「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目 └──┐	理科	科学と人間生活	2	┌──「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目 └──┐
	物理基礎	2			物理基礎	2	
	物理	4			物理	4	
	化学基礎	2			化学基礎	2	
	化学	4			化学	4	
	生物基礎	2			生物基礎	2	
	生物	4			生物	4	
	地学基礎	2			地学基礎	2	
地学	4	地学	4				
保健 体育	体育	7~8	○	保健 体育	体育	7~8	○
	保健	2	○		保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	┌──○ └──┐	芸術	音楽Ⅰ	2	┌──○ └──┐
	音楽Ⅱ	2			音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2			音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2			美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2			美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2			美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2			工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2			工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2			工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2			書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2			書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2			書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ			3	○2単位まで減可	
英語コミュニケーションⅡ		4	コミュニケーション英語Ⅰ	3			
英語コミュニケーションⅢ		4	コミュニケーション英語Ⅱ	4			
論理・表現Ⅰ		2	コミュニケーション英語Ⅲ	4			
論理・表現Ⅱ		2	英語表現Ⅰ	2			
論理・表現Ⅲ		2	英語表現Ⅱ	4			
家庭	家庭基礎	2	┌──○ └──┐	家庭	家庭基礎	2	┌──○ └──┐
	家庭総合	4			家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○	情報	社会と情報	2	┌──○ └──┐
	情報Ⅱ	2			情報の科学	2	
理数	理数探究基礎	1					
	理数探究	2~5					
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減可	総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで減可

(4) 教育内容の主な改善事項

さらに、新しい高等学校学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力を踏

まえ、「何を学ぶか」という教育内容についても改善を図っています*6。

第2節 高大接続改革の動向

新たな時代を切り開く人材を育成するため、高等学校教育、大学教育及びそれらをつなぐ大学入学者選抜を通じて、「学力の3要素」を確実に育成・評価する高大接続改革の取組を着実に進めています。

1 改革の背景と検討の経緯

(1) 背景

新たな時代に向けて、国際的にはグローバル化・多極化の進展、新興国・地域の勃興、国内では生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、産業構造や就業構造の転換、地域間格差の拡大等、大きな社会変動が起こっています。この変動に対応し、グローバルな環境の下、多様な人々と学び、働きながら、主体的に人生を切り開いていくためには、知識の量だけでなく、自ら問題を発見し、他者と協力して解決していくための資質や能力を育むことが重要です。これからの教育は、義務教育段階を基盤として、①十分な知識・技能、②それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだしていく思考力・判断力・表現力等の能力、そして③これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度からなる「学力の3要素」を子供たち一人一人にしっかりと育てていくものでなければなりません。

こうした課題に対応するため、高等学校教育、大学教育、それをつなぐ大学入学者選抜において、一貫した理念の下、一体的に「学力の3要素」を育成・評価することを目指し、高大接続改革を推進しています。

(2) 検討の経緯

高大接続改革については、教育再生実行会議による第4次提言（平成25年10月）、中央教育審議会による「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）～全ての若者が夢や希望を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」(26年12月)、さらには高大接続システム改革会議の「最終報告」(28年3月)において、その具体的な改革について提言が行われました。

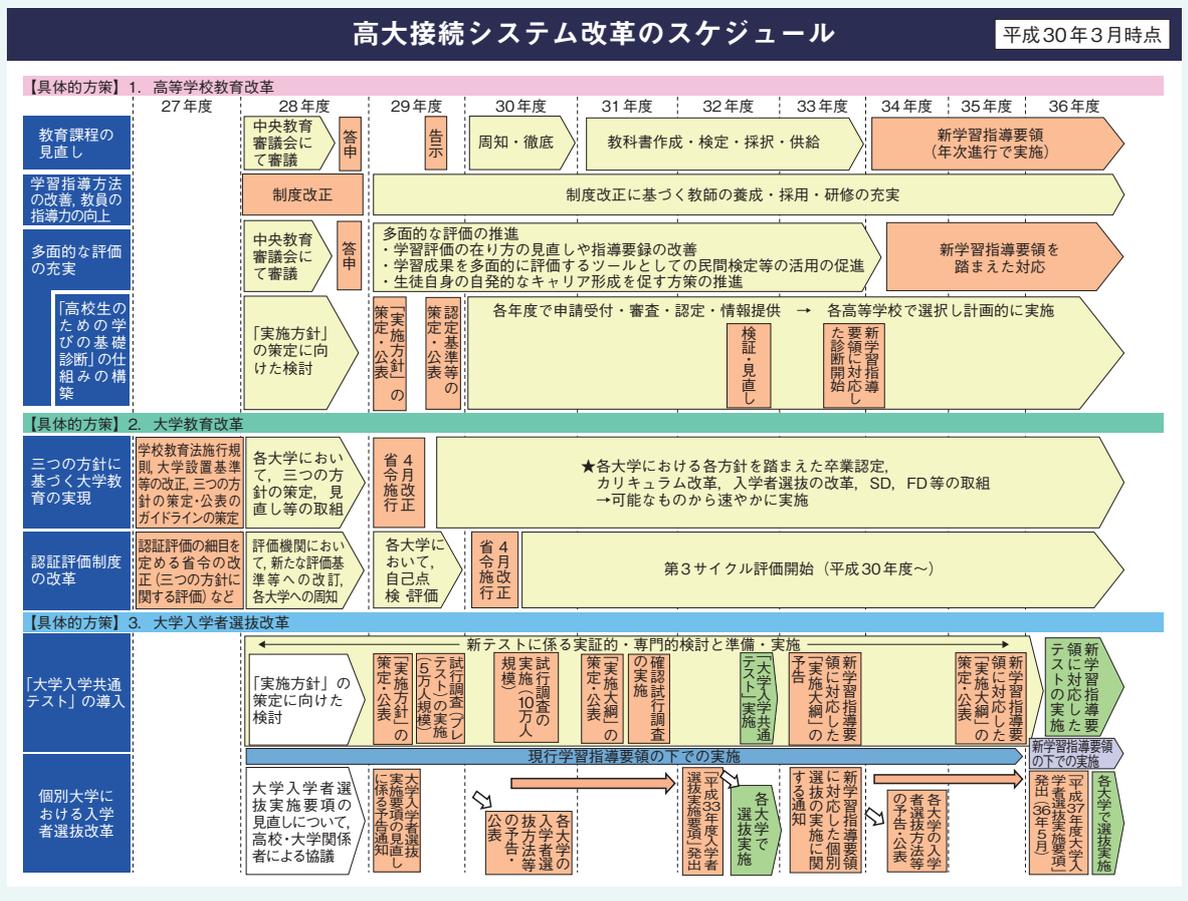
文部科学省では、これらを踏まえ、より専門的な検討を重ね、平成29年7月には「高校生のための学びの基礎診断」実施方針と「大学入学共通テスト実施方針」を策定するとともに、「平成33年度大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告」を決定しました。現在、これらの方針に沿った取組を進めています。

*6 参照：第2部第4章第1節

図表 1-3-3 高大接続改革の進捗状況



図表 1-3-4 高大接続システム改革のスケジュール



2 改革の進捗状況

(1) 高等学校教育改革

①教育課程の見直し

教育課程の見直しについては、第1節で述べたとおり、育成を目指す資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し等を提言した平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、30年3月に高等学校学習指導要領を改訂しました。今回の改訂では、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしています*7。

②学習・指導方法の改善，教師の指導力の向上

新学習指導要領を踏まえ、学習・指導方法の改善を図り、生徒の資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の実現を目指すこととしています。教師の指導力の向上については、教職員支援機構に設置された次世代型教育推進センターにおいて「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」を実施し、授業改善に資する情報提供を行うなど、学校現場に対する支援策を講じています。また、多忙な教職員に対する支援策として、オンラインによる「校内研修シリーズ」の発信など研修機会の提供にも努めています。

③多面的な評価の充実

多面的評価の充実については、学校内外での学習活動全般を通して、生徒の資質・能力の多面的な評価を推進しています。

(ア) 高校生のための学びの基礎診断

義務教育段階の学習内容を含めた「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」とそれによる高校生の「学習意欲の喚起」を図ることが課題となっています。このため、文部科学省では、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設することとし、平成29年7月の「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を踏まえ、30年3月に認定基準等を策定・公表しました(図表1-3-5)。本制度により、多様な民間の試験等の開発・提供、その利活用を進めることで、高校生の基礎学力の定着に向けた検証改善サイクル(PCDAサイクル)の取組を促進します。

認定基準は、出題に関するものとして、学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、それに基づき問題が設計されていること、対象教科は国語、数学、英語の3教科とし、高等学校学習指導要領に定める共通必修科目を中心に出题することや義務教育段階の内容を含むこと、主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題、記述式問題、英語について4技能を測定する問題等を出題することを示しています。また、結果提供に関するものとして、学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果を提供することなどを示しています。

平成30年6月末まで民間の試験等の事業者から申請を受付け、7月から9月頃に審査し、10月から11月頃に認定した上で教育委員会等に情報提供を行い、31年度に学校等において本格的な利活用が開始できる予定です。

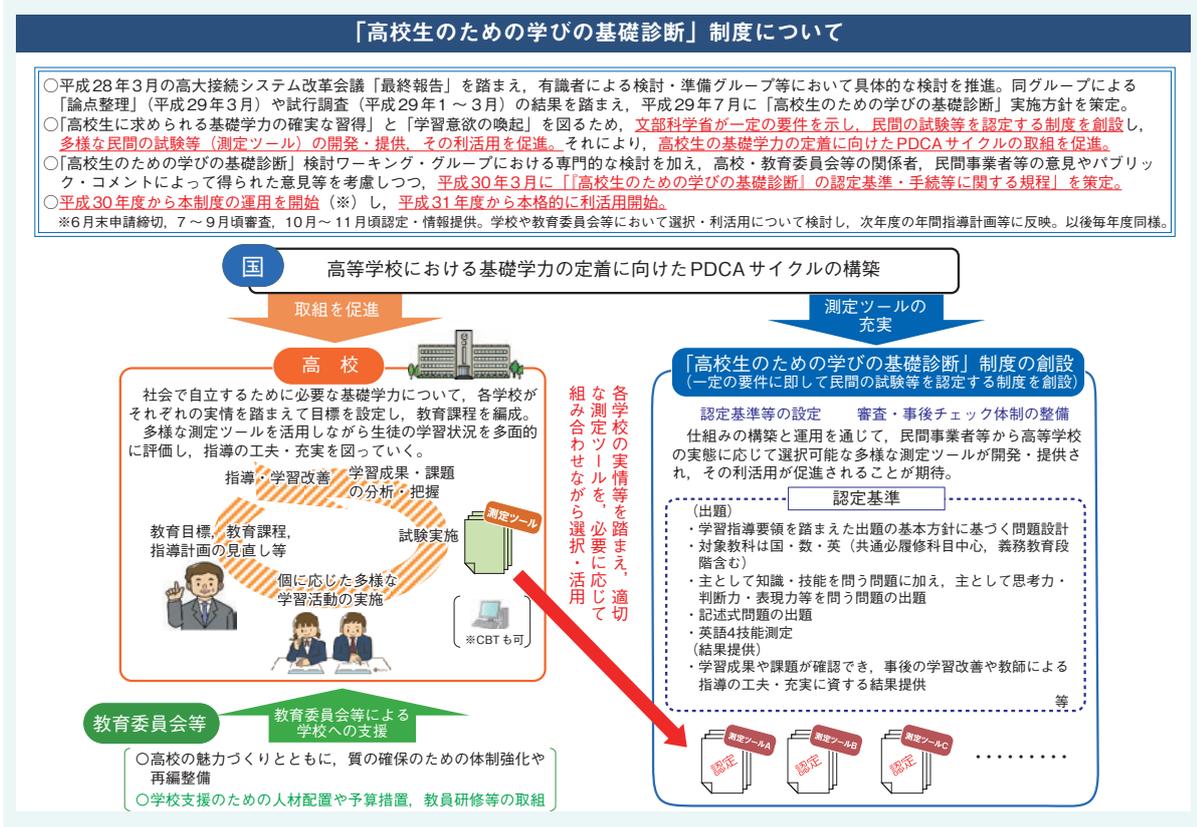
各学校は、それぞれの教育目標を設定し、それを踏まえた教育課程を編成し、組織的・計画的に日々の教育活動を展開しており、教育活動の中で生徒等の学習状況を把握し、その結果に基づき指導の改善・充実に努めています。カリキュラム・マネジメントの一環としてこのようなPCDAサイクルを展開することは、指導の改善・充実はもとより、保護者や社会に対して説明責任を果たす観点からも重要です。基礎学力の定着度合いを客観的に把握する

*7 参照：第1部教育再生の着実な推進第1節

ことができる「高校生のための学びの基礎診断」は、こうした説明責任を果たす上で有用なツールになり得るものと考えられます。

高等学校の設置者には、各学校のカリキュラム・マネジメントを支援すること（例：教職員定数の配分をはじめとした人材配置、予算措置など）やどのように生徒等の学力を把握し、各々が設置する学校の教育の質保証に係る説明責任を果たしていくのかを考える上で、認定された測定ツールの活用方針や支援策の在り方を含め、「高校生のための学びの基礎診断」への関わり方を検討することが期待されます。

図表 1-3-5 「高校生のための学びの基礎診断」制度



(イ) 指導要録の改善など多面的な評価の充実

平成28年12月の中央教育審議会答申では、資質・能力のバランスのとれた学習評価に当たっては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」のバランスのとれた育成を図る観点から指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みさせるパフォーマンス評価などを取り入れる等、ペーパーテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価を行っていくことを提言しています。現在、文部科学省は、この提言を踏まえ、指導要録の改善など、新学習指導要領の下での学習評価の在り方について検討を行っています。

(2) 大学教育改革

①大学教育の「三つの方針」の普及

大学教育の質的転換を図るため、平成29年4月から、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程の編成・実施の方針、③入学者受入れの方針の「三つの方針」の策定・公表を制度化しました。また、「三つの方針」の策定・運用に関して参考となるガイドラインを中央教育審議会が作成しました。これらに基づき各大学で新たな実践が進められており、大学教育

改革に係る取組の更なる普及・充実が期待されます。

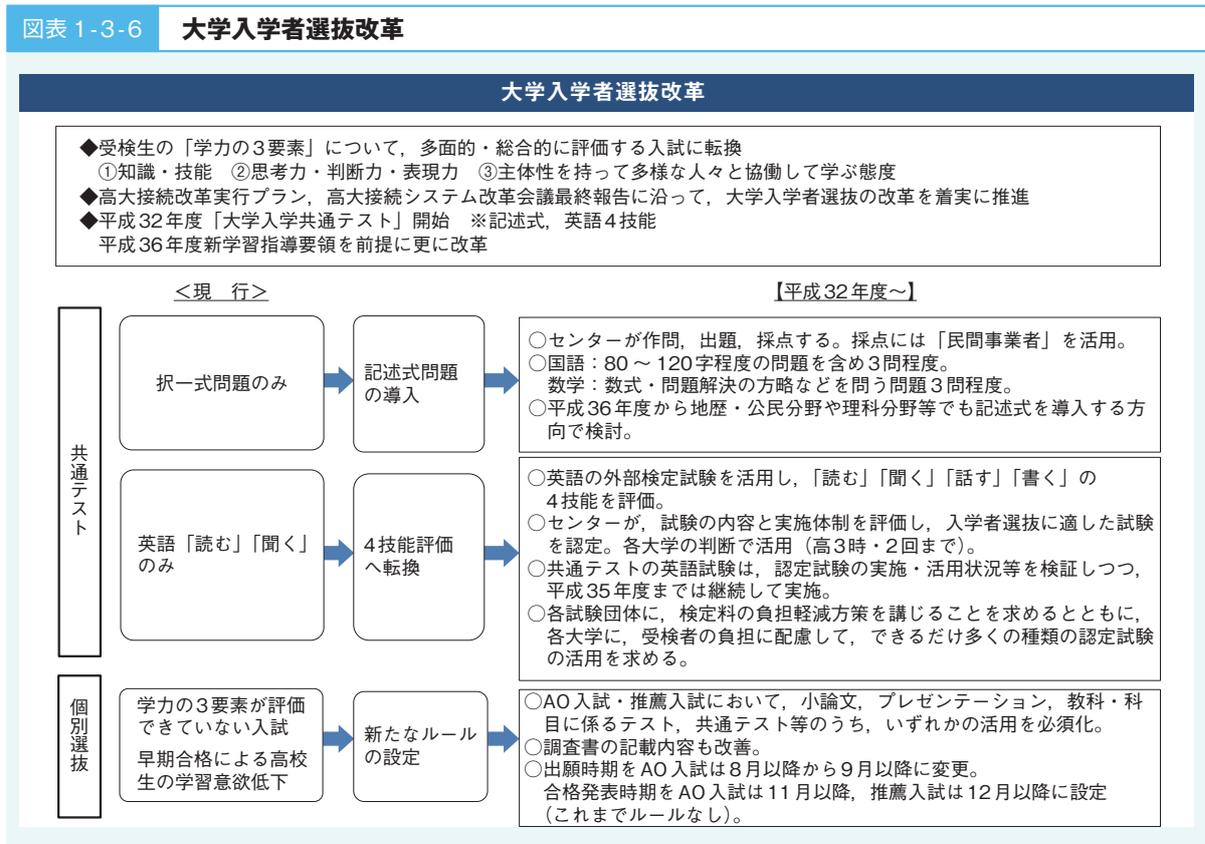
② 認証評価制度の改善

認証評価については、平成30年度から「三つの方針」等を共通評価項目とすることや、内部質保証を重視することなど、新たな基準に基づく評価が行われます*8。

(3) 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜については、「大学入学共通テスト」（以下、「共通テスト」という。）の導入と個別大学の入学者選抜の改善を通じて、受検生の「学力の3要素」を、多面的・総合的に評価するものへと転換を図ることとし、そのための基本的な内容を平成29年7月に策定し公表しました。「大学入学共通テスト実施方針」及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の内容とその後の進捗状況については次のとおりです（図表1-3-6）。

図表 1-3-6 大学入学者選抜改革



① 大学入学共通テスト

平成32年度から現行の大学入試センター試験に代え、共通テストを実施することとしており、実施方針では国語及び数学における記述式問題の導入、英語の4技能（聞く、読む、話す、書く）を適切に評価するための外部資格・検定試験の活用等を定めています。

(ア) 記述式問題の導入

記述式問題の導入は、多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価することを狙いとするものです。このことは、高等学校に対し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を促していく大きなメッセージとなるものであり、大学においても、学生の思考力・判断力・表現力を前提と

*8 参照：第2部第5章第2節 3 (2)

した質の高い教育の実現を求めるものです。

具体的には、平成32年度から記述式問題を導入する科目は、「国語」と「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・A」を予定しており、大学入試センターが作問し出題します。その後、採点については、大学入試センターを通じて、民間事業者等を活用することとしています。国語については、80字から120字程度の問題を含め3問程度を想定しており、出題の範囲は当面、高等学校の共通必修科目として設定され、記述式問題の導入の意義が大きい「国語総合」の内容とします。数学については、数式・問題解決の方略などを問う問題3問程度を想定しており、出題の範囲は当面、高等学校の共通必修科目として設定され、記述式問題の導入の意義が大きい「数学Ⅰ」の内容とします。記述式問題の採点については、形式面・内容面における正答の条件への適合性を判定し、その結果を複数段階（例えば、3から5段階程度）で表示することを想定しており、大学入試センターが行う試行調査（プレテスト）等を通じ検証を行っています。

（イ）英語4技能評価

グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっています。現行の高等学校学習指導要領では、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能をバランスよく育成することとされています。新高等学校学習指導要領においても、こうした4技能を総合的に扱う科目や英語による発信能力を高める科目の設定などの取組が求められています*⁹。

このため、大学入学者選抜においても、英語4技能を適切に評価する必要があり、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することが有効とされています。この資格・検定試験の活用にあたっては、大学入試センターにおいて試験結果を一元的に集約し、その試験結果及びCEFR*¹⁰の段階別成績を提供するシステムを構築し、各大学による活用を促進していくことを考えています。当該システムへの資格・検定試験の参加にあたっては、試験内容や実施体制、セキュリティ等が必要な水準及び要件を満たしているかどうかを大学入試センターが確認することとしており、平成29年11月に大学入試センターが参加要件を決定し、11月下旬から12月下旬にかけて申し込みを受け付けた後、大学入試センターにおいて、七つの資格・検定試験団体の23の資格・検定試験について参加要件を満たしていることを確認し、その結果を30年3月に公表しました。

共通テストの英語試験（リーディング・リスニング）については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度まで実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能としています。

また、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとしています。

（ウ）試行調査（プレテスト）と今後について

平成32年度からの共通テストの円滑な導入に向け、試行調査を実施し、その検証を行いつつ検討を進めることとしています（図表1-3-7）。29年度は11月に記述式（国語、数学）、マークシート式（英語以外）を実施し、2月にマークシート式（英語）、「受検上の配慮（点字問題）」について調査を実施しています。試行調査では、知識の質を問う問題や、思考

*⁹ 参照：第2部第4章第1節■（5）⑥

*¹⁰ CEFR：Common European Framework of Reference for Languagesの略称。欧米を中心に広く使われている、外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

力・判断力・表現力等を発揮して解く問題を各科目における全ての分野で重視しており、教科書で扱われていない初見の資料も題材として活用しています。これらの問題について、有識者からは、素材の意味を考えさせていることや主体的に学びを測る効果に重点をおいていることなどへの評価とともに、情報量の多さに対する受検生の負担などの課題も指摘されています。今後は試験結果を検証し、試験問題の改善につなげていく予定です。

さらに、平成30年11月には、大学を会場として規模を拡大し、実際の試験に近い実施体制での試行調査を予定しています。これらの調査を通じて、円滑な実施に向けて、記述式問題の実施方法や採点方法等を検証するほか、試験の実施運営体制の構築についても着実に検証を進めることとしています。

図表 1-3-7 試行調査（プレテスト）の実施内容と今後のスケジュール

		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
「大学入学共通テスト」の導入			「実施方針」の策定・公表 (29年7月)	試行調査の実施 (29年度)	試行調査の実施 (30年度)	「実施大綱」の策定・公表 (31年度初頭目途)	確認試行調査の実施 (31年度目途)	「大学入学共通テスト」の実施	新学習指導要領に対応した「実施大綱」の予告	新学習指導要領に対応した「実施大綱」の策定・公表	新学習指導要領に対応したテストの実施
試行調査等	フィジビリティ検証事業		試行調査	試行調査	確認試行調査						
	受検者数	約1千人	5万人規模	10万人規模							
	対象者	大学1年生	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)	原則、高校2年生以上 (一部、高校3年生以上を含む)	平成29、30年度の 結果を踏まえつつ、 実施も含め、 詳細について、今 後検討予定						
	対象教科等	国語、数学	国語、数学、 地歴・公民、 理科、英語、 特別の配慮等	国語、数学、 地歴・公民、 理科、英語、 特別の配慮等 ^(※) ※具体的対象科目は要検討							
実施時期	11月、2～3月	11月 (一部、2月頃)	11月								

「大学入学共通テスト」実施方針
(平成29年7月13日文部科学省公表)
より更新 (平成29年9月1日時点)

②個別大学の大学入学者選抜の改善

(ア)平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

各大学の入学者選抜については、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、学力の3要素を多面的・総合的に評価するものへと改善するため、平成32年に文部科学省が定める「平成33年度大学入学者選抜実施要項」において、共通的なルールの見直しを行います。29年7月には「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定し、一般入試、AO入試、推薦入試の在り方を見直し、活用する評価方法（実施時期・内容を含む）や比重等について、各大学の募集要項等で明確化することを示しました。

各入試区分については、多面的・総合的な評価の観点から改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確化する観点から、以下のとおり名称を変更することとしました。

- 「一般入試」は「一般選抜」へ

- 「AO入試」は「総合型選抜」へ
- 「推薦入試」は「学校推薦型選抜」へ

AO入試や推薦入試は、多くの場合、丁寧な面接等を行い志願者の能力・適性や学習に対する意欲等を総合的に判定していますが、一部に「学力不問」への批判や懸念の声もあります。AO入試、推薦入試ともに、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等、又は共通テストのうち、少なくともいずれか一つの活用を必須とすることとしています。併せて、丁寧な選抜の実施や高校教育への影響等を考慮し、出願時期や合格発表時期についても以下のとおり見直しを行うこととしています。

- AO入試については、①現行8月以降の出願を9月以降とすること、②現行設定されていない合格発表時期を11月以降とすること。
- 推薦入試については、①現行11月以降の出願はそのまま、②現行設定されていない合格発表時期を12月以降とすること。

一般入試については、教科・科目に係るテストで評価することが難しい「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の評価が課題となっています。

「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を含む「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するためには、高等学校段階における多面的な評価への改善の取組を踏まえ、一人一人が積み上げてきた大学入学前の学習や多様な活動等に関する評価を充実するとともに、これらの評価がその後の大学教育に十分生かされるようにする必要があります。このため調査書や提出書類の在り方についても改善を図るとともに、これらをどのように活用するかについて、各大学の募集要領等に明記することを求めます。

調査書の様式については、生徒の特長や個性、多様な学習や活動履歴についてより適切に評価することができるよう、「指導上参考となる諸事項」において、記載欄を拡充し項目ごとに記載するよう分割、調査書の両面1枚の制限を撤廃し、より弾力的に記載できるようにする等の見直しを行うこととしています。

推薦書については、単に本人の長所だけを記載するのではなく、学力の3要素に関する評価を記載すること、及び大学が選抜に当たり活用することを必須化することとします。また、志願者本人が記載する資料については、活動報告書の様式のイメージの例示等を行うこととしています。

あわせて、各大学は共通テストの活用、個別選抜が1科目から2科目に限定されているような場合の出題科目の見直し・充実や記述式問題の導入・充実などの作問の改善、英語の試験を課す場合の4技能の総合的評価等に取り組むこととしています。

(4) 高大接続改革に関する取組の支援

文部科学省は、これらの取組を進めるために、平成30年度予算において、高等学校教育改革、大学教育改革、大学入学者選抜改革を一体的に推進する、大学教育再生加速プログラム「高大接続改革推進事業」、「大学入学共通テスト」準備事業、大学入学者選抜改革推進委託事業、高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業等の必要な予算を措置しています。今後も関係団体等の意見を聞きながら、改革の方策を検討し、実証的な検証等を行いながら、丁寧に施策を進めていくこととしています。

教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

1 はじめに

平成18年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として策定されるのが「教育振興基本計画」です。20年に政府は初めての「教育振興基本計画」を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、「教育基本法」の理念の実現に向けた諸施策を総合的・計画的に実施してきました。

2 第3期教育振興基本計画の策定について

平成28年4月に、30年度から34年度を対象年度とする「第3期教育振興基本計画」の策定について中央教育審議会に諮問が行われました。諮問の内容は大きく2点あり、1点目は「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、2点目は「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について」です。

諮問に基づいて、中央教育審議会において審議が重ねられ、平成30年3月に「第3期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。「第2期教育振興基本計画」の進捗状況の客観的な点検が行われ、点検の結果は、より効果的・効率的な施策の実施に生かされるとともに、これまでの取組の成果、取り組むべき課題として「第3期教育振興基本計画について（答申）」に反映されています。

その後、政府内での調整を経て、平成30年6月15日に第3期の「教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）が閣議決定されました。

（1）我が国における今後の教育政策の方向性

「第3期教育振興基本計画について（答申）」の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030（平成42）年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられています。その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

の五つの方針が打ち出されています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が挙げられています。客観的な根拠を重視した教育政策の推進では、教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要であること、客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する体制を文部科学省に構築すること、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進することなどが述べられています。また、教育投資の在り方では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づく取組の着実な実施により教育費負担の軽減の実現を大きく進めることや、各教育段階における教育の質の向上のための教育投資を確保すること、経済協力開発機構（OECD）諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことなどが述べられています。さらに、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造に向けて、研究開発や先導的な取組を推進することや、地域課題の解決に向けた社会教育システムを構築することなどについて提言されています（図表1-3-8）。

図表 1-3-8 第3期教育振興基本計画概要

※計画期間：2018（平成30）～2022（平成32）年度 第3期教育振興基本計画概要	
第1部 我が国における今後の教育政策の方向性	
I 教育の普遍的な使命 改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要	
II 教育をめぐる現状と課題 1 これまでの取組の成果 ○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持 ○給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設 ○学校施設の耐震化の進展 等 2 社会の現状や2030（平成42）年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 (1) 社会状況の変化 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等 (2) 教育をめぐる状況変化 ○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化 ○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題 (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向 OECDによる教育政策レビュー等	III 2030（平成42）年以降の社会を展望した教育政策の重点事項 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す ◀個人と社会の目指すべき姿▶ (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 ◀教育政策の重点事項▶ ○「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む
IV 今後の教育政策に関する基本的な方針 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する	
V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点 1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要 ・企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す【ロジックモデルの活用、指標設定】 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 【職員の育成、先進事例の共有】 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善 ・客観的な根拠に基づく政策立案（EBPM（Evidence-Based Policy Making））を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進 3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造 ・超スマート社会（Society 5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進 2. 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向） ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保 ○学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ○学校施設の安全性確保（防災・老朽化対策） ○大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ○社会人のリカレント教育の環境整備 ○若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ○大学施設の改修など ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成	

(2) 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第3期計画の第2部では、第1部で示された五つの基本的な方針に沿って、平成30年度から34年度までの5年間における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための指標、③目標を実現するために必要となる施策群が示されています（図表1-3-9）。

また、地方公共団体において、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、

取組を進めていくことの重要性についても言及されています。

文部科学省としては、第3期計画を踏まえ、生涯を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、今後の教育政策の推進に努めてまいります。

図表 1-3-9 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群			
第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、 ①教育政策の目標 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標 ③目標を実現するために必要となる施策群を整理			
	基本的な方針	教育政策の目標	測定指標参考指標
			施策群
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<々>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	
	(3) 健やかな体の育成<々>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加	
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<々>	○スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進		
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(17) ICT 利活用のための基盤の整備	○私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）	○学校安全の推進 など
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

Column No. 11

人生100年時代を見据えた「人づくり革命」

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。ある海外の研究^{*11}によれば、2007（平成19）年に日本で生まれた子供の半数が107歳よりも長く生きるとされています。

こうした超長寿社会において、人々が活力をもって時代を生き抜いていくことができる経済・社会システムの実現に向けて、平成29年9月以降、政府は「人生100年時代構想会議^{*12}」（以下、「構想会議」という。）を開催し、教育の無償化・負担軽減や大学改革、リカレント教育等について、議論を進



構想会議（第1回）での総理挨拶
写真提供：内閣広報室

*11 リンダ・グラットン/アンドリュー・スコット著『ライフ・シフト』（2016年11月）による。

*12 参照：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/>

めてきました。

文部科学省は、構想会議の副議長である文部科学大臣のリーダーシップの下、誰にでもチャンスがあふれ、何度でも夢を描ける国づくりの実現に向けて、積極的に議論に参画してきました。

構想会議における議論を踏まえ、平成29年12月には「新しい経済政策パッケージ^{*13}」、平成30年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018^{*14}」が閣議決定^{ひら}されました。同パッケージ及び基本方針においては、人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力であることから、

- ① 広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化^{*15}
- ② 授業料減免や給付型奨学金の拡充による、所得の低い真に必要な子供たちへの高等教育の無償化^{*16}
- ③ 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化
- ④ 各大学の役割・機能の明確化、大学教育の質の向上等の大学改革
- ⑤ 教育訓練給付の拡充や産学連携によるリカレント教育

等が盛り込まれたところです。これらの施策の実施に向けて、現在、関係府省と十分に連携を図りつつ、具体の制度設計を進めています。

第4節 教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（図表1-3-10）。

*13 参照：http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf

*14 参照：http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf

*15 幼児教育の無償化は、平成31年10月からの全面的な実施を目指す。

*16 高等教育の無償化の対象は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校。平成32年4月から実施。

図表 1-3-10 第 9 期中央教育審議会機構図



平成 30 年 4 月 1 日現在

(2) 第 9 期中央教育審議会

第 9 期中央教育審議会は平成 29 年 2 月 15 日に発足し、以下の事項等について審議を行っています。

① 第 3 期教育振興基本計画について

平成 28 年 4 月の諮問を受け、教育振興基本計画部会において「第 3 期教育振興基本計画」の策定について審議が行われ、30 年 3 月 8 日に「第 3 期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられました。

答申の第 1 部では、「人生 100 年時代」「超スマート社会（Society 5.0）^{*17}」の到来といった、2030（平成 42）年以降の社会を展望した教育政策の重点事項、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造について提言されています。

また、第 2 部では、第 1 部で示された今後の教育政策の方向性を踏まえ、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間における①教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための指標、③目標を実現するために必要となる施策群について、目標と実施手段を体系的に示す、いわゆるロジックモデルを活用しつつ整理されており、21 の今後 5 年間の教育政策の目標

*17 ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。

と57の指標、必要となる施策群が提言されました*18。その後、政府内での調整を経て、30年6月15日に第3期の「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

②我が国の高等教育の将来構想について

平成29年3月6日の中央教育審議会総会において、「我が国の高等教育の将来構想について」諮問が行われ、「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、概ね2040（平成52）年頃の社会を見据えた、これからの時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、大学分科会将来構想部会を中心に審議が進められており、29年12月には「今度の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」が取りまとめられました。今後も引き続き、具体的な将来像とその実現のための制度改正の在り方について検討を続けることとしています。

③新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について

平成29年6月に開催された中央教育審議会総会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革について」諮問が行われ、初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会を中心に審議が進められています。29年12月には、それまでの議論をまとめた「中間まとめ」が取りまとめられ、学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化等の観点から、国や教育委員会等が取り組むべき具体的な方策が示されました*19。

④人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

平成30年3月2日に開催された中央教育審議会総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」諮問が行われました。諮問では、少子化による人口減少や「Society5.0」の到来等による社会の急激な変化の中で、地域社会が直面する様々な課題を解決して持続可能な地域社会づくりを進めるとともに、人生100年時代において個人の充実した人生を実現するため、社会教育がどのように貢献すべきかを検討を深める必要があることを踏まえ、「関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方」、「公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割」、「社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策」などの事項を中心に、幅広い検討を要請しています。現在、生涯学習分科会を中心に審議が進められています。

2 教育再生実行会議

(1) 教育再生実行会議の概要

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため、平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議は、29年6月までに十次にわたる提言を行いました。これらの提言を受け、既にいじめ防止、教育委員会改革、大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化、義務教育学校の制度化、教師の養成・採用・研修の一体改革、専門職大学及び専門職短期大学の制度化等について法改正等がなされるなど、様々な施策が実施に移されました。このように、教育再生実行会議は、教育再生の牽引力として大きな役割を果たしています（図表1-3-11）。

平成29年6月には、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）」を取りまとめました。この

*18 参照：第1部教育再生の着実な推進第3節

*19 参照：第1部特集2第1節

提言では、全ての子どもたちが自己肯定感を高め、自信を持って自らの未来を、自らの手で切り拓いていけるようにするために、学校、家庭、地域が抱えている課題等を踏まえつつ、それぞれがどうあるべきかについて、社会総掛かりで取り組むべき施策に関して提言しています。

図表 1-3-11 教育再生実行会議の提言と取組

教育再生実行会議の提言と取組	
<p>○教育再生実行会議は、平成25年1月「内閣の最重要課題の一つとして教育再生を推進する」ために開催することとされた（閣議決定）。</p> <p>○これまでに十次にわたる提言を取りまとめ、安倍内閣の教育再生を牽引する役割を果たしてきている。</p>	
<p>第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策のための法律の制定 道徳の教科化、道徳教材の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月21日成立、平成25年9月28日施行）。施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定（平成29年3月）。今後、いじめ防止対策に係る事例集を作成・周知予定。 道徳教育用教材「私たちの道徳」を作成・配布（「心のノート」の全面改訂）（平成26年度より使用開始）。 中教審（注1）での議論を経て、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（小・中学校）として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正（平成27年3月27日改正）。小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「特別の教科 道徳科」を実施。 <p>（注1）「道徳に係る教育課程の改善について（答申）」（平成26年10月）</p>
<p>第二次提言 教育委員会制度等の在り方について (平成25年4月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の権限と責任の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審答申（注2）をとりまとめ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（教育委員会制度改革）（平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行）。都道府県・市町村における新教育委員会制度への移行状況調査を実施（平成27年度～）。今後も継続的に調査し、必要に応じ、各教育委員会に対して指導・助言等を実施予定。 <p>（注2）「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成25年12月）</p>
<p>第三次提言 これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化に対応した教育環境づくり イノベーション創出のための教育・研究環境づくり 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化 社会人の学び直し機能を強化 大学のガバナンス改革 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校での外国語活動の導入、小学校高学年での教科化、中学校段階における外国語教育の充実について、小・中学校学習指導要領を改訂（平成29年3月31日公示）。高校段階における外国語教育の充実について、高等学校学習指導要領を改訂（平成30年3月30日公示）。新学習指導要領の実施に向けた条件整備を推進。 平成26年度以降、グローバル化に対応した取組を新たに実施（トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム、スーパーグローバルハイスクール事業、スーパーグローバル大学創成支援事業等）。 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（大学のガバナンス改革）（平成26年6月20日成立、平成27年4月1日施行） 「国立大学法人法の一部を改正する法律」（指定国立大学法人制度の創設）（平成26年6月20日成立、平成29年4月1日施行）。東北大学、東京大学、京都大学の3法人を指定国立大学法人に指定（平成29年6月）。東京工業大学、名古屋大学の2法人を追加指定（平成30年3月）。 「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において「理工系人材育成に資する産学官行動計画」を策定（平成28年8月）。本計画を踏まえ、大学関係者による協議体（大学協議体）を設立（平成29年12月）するとともに、協議体と産業界との意見交換を実施。 社会人の学び直しを推進するための「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度」を創設（平成27年7月）。222課程を認定（平成30年4月時点）。
<p>第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選別の在り方について (平成25年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等） 大学の人材育成機能の強化 大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設、多面的・総合的な選抜への転換等） 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審（注3）等での議論を経て、「高大接続システム改革会議」の「最終報告」（平成28年3月）を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」実施方針、「大学入学共通テスト」実施方針及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を策定（平成29年7月）。 平成30年度予算において高大接続改革関連予算を計上し、「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始（平成30年度）や、「大学入学共通テスト」（平成32年度～）の円滑な実施に向けた取組を引き続き推進。 大学教育について、学校教育法施行規則を改正し、「三つの方針」（①卒業認定・学位授与、②教育課程編成・実施、③入学者受入れ）の一体的な策定・公表を制度化（平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行）。 <p>（注3）「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月）</p>
<p>第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の制度化 高等教育機関における編入学等の柔軟化 実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審答申（注4）をとりまとめ、「学校教育法等の一部を改正する法律」（義務教育学校等の制度化、高等学校専攻科からの大学への編入学の制度化等）（平成27年6月17日成立、平成28年4月1日施行）。 義務教育学校の数：48校（平成29年5月1日現在） 高等学校（専攻科）から大学へ編入学した生徒の数：22名 有識者会議を経て、中教審答申（注5）をとりまとめ、「学校教育法の一部を改正する法律」（「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度化）（平成29年5月24日成立、平成31年4月1日施行）。「専門職大学設置基準」及び「専門職短期大学設置基準」を制定するとともに、大学設置基準等を改正し既存の大学・短期大学における専門職学科も制度化。設置認可審査を実施し、平成31年度から開学予定。 <p>（注4）「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効率的なシステムの構築について（答申）」（平成26年10月）</p> <p>（注5）「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（平成28年5月）</p>
<p>第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (平成27年3月4日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現 女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動をはじめとした学校と地域の連携・協働の在り方の検討 奨学金等を活用した大学生等の地方定着の促進 地（知）の拠点となる大学等に支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「全員参加型社会」の実現に向けた文科省と厚労省の連携協議の場を設置（平成27年4月～、平成29年4月までに7回会議を開催）。 女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進のための各種事業を実施。 コミュニティ・スクールの推進・加速や地域学校協働活動の促進等に向けた「次世代の学校・地域創生プラン」を策定（平成28年1月 文科大臣決定）。 中教審答申（注6）をとりまとめ、「義務標準法等一部改正法」（学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）の努力義務化や地域学校協働活動の推進等）（注7）（平成29年3月27日成立、平成29年4月1日施行）。 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや、地域の活性化を推進するため、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」、「地域学校協働活動推進事業」を実施。 奨学金を活用した大学生等の地方定着を促進するため、日本学生支援機構の無利子奨学金における優先枠の設定や、奨学金返還支援制度（注8）を創設（平成27年度～）。24県が奨学金返還支援制度を実施（平成29年12月時点）。 地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援（COC+）を充実強化（平成27年度～）。 <p>（注6）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について（答申）」（平成27年12月）</p> <p>（注7）「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」</p> <p>（注8）大学等卒業後、地方の企業等に就職した場合、大学等在学時に貸与を受けた奨学金の返還について支援を受ける制度</p>

第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について
(平成27年5月14日)

- ICT活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成
- アクティブ・ラーニングの推進
- 教師に優れた人材が集まる改革(育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等)

- 有識者会議における議論をもとに、「**教育の情報化加速化プラン**」を策定(平成28年7月29日)。
- 「**デジタル教科書**」の位置付けに関する検討会議において、「最終まとめ」をとりまとめ(平成28年12月)。現在、次期学習指導要領の実施を見据え、デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出。
- 次期学習指導要領に関する中教審答申(注9)(各教科等の具体的な在り方、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立等)を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂。新学習指導要領の実施に向けた条件整備を推進。
- 中教審答申(注10)を受け、養成・採用・研修を通じた教員の資質向上に向けた「**次世代の学校・地域**」創生プランの策定(平成28年1月文科大臣決定)。
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的な整備、独立行政法人教員研修センターの機能強化等)(平成28年11月18日成立、平成29年4月1日施行)。各地域において、教育委員会と大学等の協議を経て、指標及び教員研修計画を策定。

(注9)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)

(注10)「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月)

第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について
(平成27年7月8日)

- 「**幼児教育の段階的無償化及び質の向上**」、「**高等教育段階における教育費負担軽減**」を優先した教育投資
- 民間資金の活用、税制の見直し等による**教育財源確保**
- 国民の理解の醸成

- 幼児教育の段階的無償化(第3子以降無償化、所得の低い世帯で第2子無償など、無償化の範囲を拡大)及び質の向上を着実に実施。高等教育段階の教育費負担軽減について、平成29年度に給付型奨学金を創設。平成30年度予算において、**給付型奨学金**の本格実施や授業料減免の拡大など教育費負担軽減に必要な経費を計上。
- また、「**新しい経済政策パッケージ**」(平成29年12月8日閣議決定)に盛り込まれた教育の無償化・負担軽減について、2020年度の全面実施に向けて、検討中。
- 国立大学法人等への個人寄附のうち、経済的理由により修学困難な学生等に対する修学支援事業に充てられるものについて、**税額控除**を導入(平成28年度～)。
- 中教審において客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方などを盛り込んだ「**第3期教育振興基本計画**」について(答申)をとりまとめ(平成30年3月)、現在閣議決定に向けて調整中。

第九次提言 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ
(平成28年5月20日)

- 発達障害など障害のある子供や不登校等の子供、日本語能力が十分でない子供など、**一人一人の課題へのきめ細かな対応**の充実
- 特に優れた能力をさらに伸ばす教育の充実
- 給付型奨学金の検討**など、家庭の教育費負担の軽減

- 障害のある児童生徒に対し組織的・継続的に指導・支援が行われるよう、「**個別的教育支援計画**」や「**個別の指導計画**」を通級による指導や特別支援学級在籍の児童生徒全員(注11)に作成する旨を改訂後の小・中学校、高等学校学習指導要領に記載。また、「個別的教育支援計画」等の作成・活用を通じた**就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備**について、平成30年度予算において、対象地域を30地域増の60地域に拡充。
- 平成30年度予算において、「**学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業**」を計上。
- 高等学校における通級による指導を制度化(平成28年12月に関係省令等改正、平成30年4月施行)。また、高校標準法施行令を改正(平成30年3月公布、平成30年4月施行)し、「**公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置を可能**とした。
- 不登校児童生徒への支援について、教育機会確保法(平成28年12月7日成立、主に平成29年2月14日施行)や基本指針(平成29年3月文科大臣決定)を踏まえ、「**教育相談体制の充実**」、「**児童生徒理解・教育支援シート**」を活用した組織的・計画的支援の促進、**不登校特例校や教育支援センターの設置促進**、**教育委員会・学校と民間団体の連携による支援の推進**等について平成30年度予算に計上。
- 「義務標準法等一部改正法」(注12)(障害に応じた特別の指導(通級による指導)や外国人児童生徒等教育の充実のための教員の基礎定数化等)(平成29年3月27日成立、平成29年4月1日施行)。平成29年度は基礎定数化による改善と加配定数による改善で計868人の定数を改善。平成29-38年度の10年間で、加配定数(平成28年度64,000人)の約3割を基礎定数化。
- 理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供する「**ジュニアドクター育成塾**」事業を実施(平成29年度～)。
- 「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律」(**給付型奨学金制度の創設**)(平成29年3月31日成立、平成29年4月1日施行)。特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に平成29年度に創設・先行実施、平成30年度から本格実施。

(注11)小・中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒、高等学校においては、通級による指導を受ける生徒

(注12)「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」

第十次提言 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上
(平成29年6月1日)

- 家庭の教育力向上に向けた、**総合的な家庭教育支援や訪問型家庭教育支援、子供と向き合う時間の確保の推進**
- 地域の教育力向上のための、**コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進**
- 学校の教育力向上のための、**教師の働き方改革**
- 子供たちの自己肯定感を育む取組の促進

- 様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が行われるよう、文部科学省及び厚生労働省の関係局課による、「**教育・福祉の連携・協力推進会議**」を開催(平成29年7月～)。
- 平成30年度予算において、**子育て支援と家庭教育支援の連携体制整備等に関するモデル事業の実施**や、**訪問型家庭教育支援の実施**に必要な経費を計上。
- 官房長官を議長とする**キッズウィーク総合推進会議**を設置(平成29年7月～)。学校教育法施行令の一部改正(平成29年9月13日公布・施行)等により、学校休業日の分散化、有給休暇の取得、多様な活動機会の確保等を促進。
- 平成30年度予算において、「**コミュニティ・スクール推進体制の構築**や**地域学校協働活動の推進**」に必要な経費を計上。
- 学校における働き方改革に関する総合的な方策について中教審に諮問(平成29年6月)。同年12月、中教審でとりまとめられた「**学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)**」を踏まえ、文部科学省において、「**学校における働き方改革に関する緊急対策**」を取りまとめ、本年2月に各教育委員会へ周知。併せて、平成30年度予算において、「**学校における働き方改革**」を実現するための環境整備として、必要な経費を計上。
- 有識者会議において、SNS等を活用した相談体制の構築について検討し、「**SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)**」をとりまとめ(平成30年3月)。平成30年度から**地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援**。

(2)「これまでの提言の実施状況について」(フォローアップ報告書)

教育再生を実現するためには、法令改正や予算事業化をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能することが重要であり、また、それには一定の時間を要します。その一方で、我が国の将来を担う人材を育成するためには、スピーディーかつ確実に提言の理念を実行に移すことが重要です。このため、教育再生実行会議では、提言を踏まえた取組の状況を継続的にフォローアップしています。

平成29年度は、これまでの提言事項全てについて取組の進捗を網羅的に確認するとともに、これらの提言事項の中で、現在の状況を踏まえて更に取組を進めることが期待される重

要事項*²⁰について、会議での審議に加えて、小中学校や大学への実地視察を行うことにより、その取組状況をフォローアップしました。そしてその結果について、30年5月に、これまでの提言のフォローアップ報告書「これまでの提言の実施状況について（報告）」を取りまとめたところです。

報告書の中では、今後の取組が特に期待される事項として、例えば、

- 学校における「特別の教科 道徳」の着実な実施を通じて、児童生徒の生命を大切にす
る心や他人を思いやる心、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むこ
と。
- 平成29年7月に発表された「高大接続改革の実施方針」では、高校生の学びの基礎診
断の結果の入試等への活用、大学入学共通テストのCBT方式の導入や複数回受検など
の点について引き続き検討課題とされているが、提言の趣旨を見失うことのないよう、
これらの点について実現するべく取組を進めること。
- 教育のICT化を推進するために、学校種間で大きな差異が生じないようにICT環境の
整備を進めるとともに、デジタル教材などのコンテンツの充実に係る取組を加速させる
こと。
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）を踏まえ、消費税率10%への引上
げを前提に、国民の理解を得ながら、幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減などの取
組を着実に進めること。

を挙げています。

文部科学省としては、本報告を踏まえ、今後とも提言の着実な実行に向け、関係省庁と協
力して取組を進めていく予定です。

*²⁰ 重要事項として、①いじめ問題への対応や教育委員会制度改革、②学校指導体制の構築や教師の資質向上、③高校と大
学の接続の改革、④大学の教育研究力の強化、⑤新たな時代を見据えた教育の在り方、⑥学校・家庭・地域の教育力の向上、
⑦教育投資の充実と教育費の負担軽減の七つの項目を選定。

図表 1-3-12 「これまでの提言の実施状況について（報告）」のポイント

1. はじめに

○教育再生実行会議では、これまで十次にわたる提言をとりまとめ、提言事項の中でさらに取組を進める必要があることが期待される重要事項を選定し、その取組状況をフォローアップ。

2. 提言の「実行」に向け、特に取組の進捗状況を注視する必要がある重要事項

①いじめ問題等への対応，教育委員会制度改革（第一次，第二次提言関連）

【これまでの取組】

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）の施行後3年見直し規定を受け、国の基本方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定（平成29年3月）。
- ・学習指導要領の一部を改正（平成27年3月）し、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「特別の教科 道徳科」を実施。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月施行）により、教育委員長と教育長を一本化し、責任体制を明確化するとともに、教育長の任命責任を首長が直接負うこと等、抜本的な改革を実行。

【今後の取組が期待される事項】

- いじめ防止対策推進法施行後も、いじめが関係しているとみられる子供の自殺は起きていることから、全ての学校現場での意識改革、取組の徹底に不断に取り組むこと。
- 学校における「特別の教科 道徳」の着実な実施を通じて、児童生徒の生命を大切にす心や他人を思いやる心、規範意識、自主性と責任感などの人間性・社会性を育むこと。
- 総合教育会議の在り方等について引き続き状況を確認するとともに、優れた取組を行う地方公共団体の事例を取り上げ、他の地方公共団体に対して優良事例として共有すること。

②学習指導要領の円滑な実施等に向けた指導体制の構築（チーム学校の実現），教師の資質向上（第七次，第九次，第十次提言関連）

【これまでの取組】

- ・学習指導要領を改訂し、小学校は2020年度から、中学校は2021年度から、高等学校は2022年度から新学習指導要領を全面実施。
- ・障害に応じた特別の指導や外国人児童生徒等への指導を担当する教師などを基礎定数化。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の職務を法令上規定。
- ・「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（平成29年4月施行）により、教育委員会と大学が協議会を設け、文部科学大臣が策定する指針を参酌した上で、任命権者が教師の資質向上に関する「指標」や「教員研修計画」を策定するなどの新たな制度を施行。

【今後の取組が期待される事項】

- 新学習指導要領の円滑な実施を進めるとともに、教師の持ち時間数の削減等の業務の見直しを図りつつ、学校の指導・事務体制の効果的な強化等を推進すること。
- 原則として、スクールカウンセラーについては、全公立小中学校、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区への配置を進め、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すこと。
- 制度改正を含めた教師の資質向上に関するこれまでの改革が着実に実行されるように、国は地方公共団体と綿密に連携を取り、適切にフォローアップを行うこと。

③高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方（第四次提言関連）

【これまでの取組】

- ・中央教育審議会での検討を経て、「高大接続システム改革会議」の「最終報告」（平成28年3月）を踏まえ、「高校生のための学びの基礎診断」実施方針、「大学入学共通テスト」実施方針及び「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を策定（平成29年7月）。

【今後の取組が期待される事項】

- 「高大接続改革の実施方針」（平成29年7月）では、高校生の学びの基礎診断の結果の入試等への活用、大学入学共通テストのCBT方式の導入や複数回受験などの点について引き続き検討課題とされているが、提言の趣旨を見失うことのないよう、これらの点について実現するべく取組を進めること。

④日本の知を牽引すべき大学の教育研究力の強化と社会人の学び直し（第三次，第五次，第六次提言関連）

【これまでの取組】

- ・「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成27年4月施行）により、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進。
- ・「国立大学法人法の一部を改正する法律」（平成29年4月施行）により、世界最高水準の教育研究活動の展開に向け、「指定国立大学法人制度」を創設。
- ・「学校教育法の一部を改正する法律」（平成31年4月施行予定）により、専門職大学及び専門職短期大学を制度化。

【今後の取組が期待される事項】

- 大学は、その運営に多様な意見を取り入れるために、付与される権限に応じた責任の在り方に留意しつつ、外部人材の積極的な活用を図ること。
- 国立大学法人運営費交付金や私学助成について、大学改革や教育研究の質の向上のためのメリハリを強化し、適切な措置を図りつつ、多様な財務基盤を確保するよう引き続き取り組むこと。

⑤新たな時代を見据えたICT活用による教育の革新と理工系人材の育成（第三次，第七次提言関連）

【これまでの取組】

- ・新学習指導要領において、情報モラルを含む情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、小学校におけるプログラミング教育の必修化等、新たな時代を見据えた教育の在り方について明記。

【今後の取組が期待される事項】

- 教育のICT化を推進するために、学校種間で大きな差異が生じないようにICT環境の整備を進めるとともに、デジタル教材などのコンテンツの充実に係る取組を加速させること。
- 国及び大学は、地方公共団体等とも連携しつつ、理工系に進学する女性の割合の向上に努めるとともに、女性研究者が出産などのライフイベントを経験してから引き続き教育・研究の第一線で活躍できるような環境整備を進めること。

⑥子供の自己肯定感を高める教育の実現に向けた学校・家庭・地域の教育力の向上，学校における働き方改革のための運営体制の強化（第十次提言関連）

【これまでの取組】

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会教育法が改正され（平成29年4月施行）、学校運営協議会設置（コミュニティ・スクール導入）を努力義務化するとともに、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備等に関する規定を整備。
- ・教師の働き方改革について、平成29年7月より、中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」において議論。同年12月に「中間まとめ」を公表し、学校・教師が担う業務の明確化・適正化について整理。

【今後の取組が期待される事項】

- コミュニティ・スクールの導入をより一層推進するとともに、地域学校協働活動を全国的に推進すること。
- 職員室のICT化、外部人材の活用、外部人材の質の確保など、教師の授業以外の業務負担を軽減するための取組や検討を進めること。

⑦教育投資の充実及び教育財源の確保（第八次提言関連）

【これまでの取組】

- ・低所得の多子世帯などの幼児教育保護者負担軽減（第2子の無償化）や給付型奨学金の創設のほか、大学等奨学金事業の充実や授業料減免の充実等を実施。
- ・「新たな経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）に基づき、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用し、引き上げを前提として、人材への投資の抜本的な拡充が行われる予定。

【今後の取組が期待される事項】

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日）を踏まえ、消費税率10%への引上げを前提に、国民の理解を得ながら、幼児教育、高等教育の無償化・負担軽減などの取組を着実に進めること。

3 Society5.0に向けた人材育成について

（1）議論の経過

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられるなど、社会の在り方そのものが劇的に変わろうとしています。そのようなSociety5.0という新たな時代を迎えるにあたり、広く国民にはどのような能力が必要か、また、社会を創造し先導するためにどのような人材が必要か、さらには、そのために我が国の教育政策として今後講ずべき取組は何かを検討するため、平成29年11月から、林文部科学大臣の下で、

- ・「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」
- ・「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」

を開催し、議論を重ねてきました。議論にあたっては、幅広い分野の有識者の参画を得たほか、文部科学省の多くの若手職員も参加し、自由闊達な議論を行いました。

両会議のこれまでの議論を踏まえ、Society 5.0における人材像や学びの在り方、今後の教育政策の方向性等をまとめ、平成30年6月5日、「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」を公表しました。

（2）「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」

議論のとりまとめにおいては、まず、Society5.0の社会像を描いた上で、現実世界を理解し意味づけできる等の「人間の強み」を発揮し、AI等を使いこなしていくために、

- ・文章や情報を正確に読み解き対話する力
- ・科学的に思考・吟味し活用する力
- ・価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

が共通して求められることを指摘しました。

そしてこのような力を育てていくためにも、

- ・これまでの一斉一律授業のみならず、個人の進度や能力等に応じた学びの場となること
- ・同一学年集団の学習に加え、異年齢・異学年集団での協働学習が拡大していくこと

など、「学びの在り方の変革」を打ち出しています。

その上で、取り組むべき政策の方向性として、

- ①公正に個別最適化された学びの実現
- ②基盤的な学力や情報活用能力の習得
- ③大学等における文理分断からの脱却

といった三つの方向性を掲げました。

これらの方向性に関して、リーディング・プロジェクトも掲げたところ、今後できるものから速やかに具体的施策を進めてまいります。

第5節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、初等中等教育から高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究に我が国の代表として参画するほか、児童生徒の学力の全国的な実態把握、教育委員会や学校と連携した調査研究、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

平成29年度は、重要な政策課題に対応し、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究を行いました。具体的には、幼児期から児童期への教育の意義や幼児期の教育・保育の質がその後の育ちと学びに与える影響などについて基礎的な知見を得る「幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究」を行うとともに、既存の国内データの分析を通して教育効果に関する新たな実証研究を行う「教育の効果に関する調査研究」などの調査研究を行いました。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

平成29年度は、児童生徒の学力の実態などを把握するための「全国学力・学習状況調査」*²¹における教科に関する調査の問題を作成しました。そして、その調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、「解説資料」、「報告書」、「授業アイデア例」*²²を作成しました。このほか、教育委員会等を対象とした説明会の開催、教育委員会が主催する研修会等への学力調査官等の派遣などにより、調査結果の普及や指導・助言を行いました。

また、研究指定校事業において、効果的な教育課程の編成や指導方法の改善・充実に関する実践的な研究を推進し、研究協議会等においてそれらの成果の普及を図っています。

さらに、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育や学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題の作成、調査の実施、結果の分析などを担当しています。

平成29年度は、11月にPISA2015（平成27）年調査の「協同問題解決能力」の結果を公表しました。

*²¹ 参照：第2部第4章第1節 ㉒

*²² 参照：<http://www.nier.go.jp/17chousa/17chousa.htm>
<http://www.nier.go.jp/17chousakekkahoukoku/index.html>
<http://www.nier.go.jp/jugyourei/index.htm>

PISAは、義務教育修了段階の15歳児が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価することを目的としています。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野について2000（平成12）年以降、3年ごとに実施されており、2015（平成27）年調査では3分野に加え、革新分野として協同問題解決能力についても調査が行われました。協同問題解決能力調査には、2015（平成27）年調査に参加した72か国・地域のうち、52か国・地域が参加しました。

OECDは協同問題解決能力を「複数人が、解決に迫るために必要な理解と労力を共有し、解決に至るために必要な知識・スキル・労力を出し合うことによって問題解決しようと試みるプロセスに効果的に取り組むことができる個人の能力」と定義しています。

協同問題解決能力調査はコンピュータ使用型調査として実施され、調査問題を解く生徒が、コンピュータ上の仮想の人物（会話エージェント）と、ある課題について対話する形式（チャット形式）により行われました。

日本の協同問題解決能力の平均得点は552点であり、協同問題解決能力調査に参加したOECD加盟国（32か国）中1位、全参加国・地域（52か国）中2位でした（[図表 1-3-13](#) 参照）。

図表 1-3-13 PISA2015協同問題解決能力調査 平均得点の国際比較

諸外国と比較した日本の結果

OECD加盟国（32か国）における比較

	国名	平均得点		国名	平均得点
1	日本	552	10	デンマーク	520
2	韓国	538	11	イギリス	519
3	カナダ	535	12	オランダ	518
4	エストニア	535	13	スウェーデン	510
5	フィンランド	534	14	オーストリア	509
6	ニュージーランド	533	15	ノルウェー	502
7	オーストラリア	531	16	スロベニア	502
8	ドイツ	525	17	ベルギー	501
9	アメリカ	520		OECD平均	500

全参加国・地域（52か国・地域）における比較

	国名	平均得点		国名	平均得点
1	シンガポール	561	12	ドイツ	525
2	日本	552	13	アメリカ	520
3	香港	541	14	デンマーク	520
4	韓国	538	15	イギリス	519
5	カナダ	535	16	オランダ	518
6	エストニア	535	17	スウェーデン	510
7	フィンランド	534	18	オーストリア	509
8	マカオ	534	19	ノルウェー	502
9	ニュージーランド	533	20	スロベニア	502
10	オーストラリア	531	21	ベルギー	501
11	台湾	527		OECD平均	500

※灰色の国・地域は、OECD非加盟国・地域を表す。

※得点は、OECD加盟国の生徒の平均得点が500点になるように換算している。

※95%信頼区間（日本）：546-557

信頼区間は母集団の平均値が存在すると考えられる得点の幅を表す。PISA調査は標本調査であり、母集団を推定しているため、1回の調査で得られる平均値について、一定の幅を持って考える必要がある。なお、本調査においては、平均得点の誤差を考慮に入れても、統計的に考えられる日本の平均得点の順位に変更はない。

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイト^{*23}や同研究所の図書館などで広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

平成29年度は、昨今の高等教育の質保証あるいは教育の成果（アウトカム）に対する関心の高まり、さらにはエビデンスに基づく政策形成への要請を踏まえ、「大学教育の成果をどう測るか～全国卒業生調査の国際的動向～」をテーマとして国際シンポジウムを開催しま

*23 参照：<http://www.nier.go.jp/>

した。

また、日本とオランダの専門家を招き、両国におけるアクティブ・ラーニングに対応した教室空間の事例等を紹介しながら、教育活動とそれを支える学校建築の未来について考える文教施設研究講演会「アクティブ・ラーニングを支える教室空間～日本とオランダの学校建築～」を開催しました。

社会教育の分野では、多様な人材の活用や養成・育成に資する実践事例等から、「地域学校協働活動」が推進されるための支援体制の在り方等について考えるシンポジウム「地域と学校つなげるシンポジウム～地域学校協働のためのボランティア活動等の推進体制について～」を開催しました。

章末資料 第2期教育振興基本計画 成果指標フォローアップ

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
基本的方向性1. 社会を生き抜く力の養成	
成果目標1 (「生きる力」の確実な育成)	
<p>(確かな学力) 世界トップの学力水準を目指す。</p> <p>①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。 あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。 全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加、無解答率の減少</p> <p>○PISA (OECD生徒の学習到達度調査) 〈読解力〉2012年: 538点 (1位/34カ国) → 2015年: 516点 (6位/35カ国) 〈数学的リテラシー〉2012年: 536点 (2位/34カ国) → 2015年: 532点 (1位/35カ国) 〈科学的リテラシー〉2012年: 547点 (1位/34カ国) → 2015年: 538点 (1位/35カ国) ※順位はOECD加盟国中のもの</p> <p>・習熟度レベル5以上 (上位層) の割合 〈読解力〉2012年: 18.5% → 2015年: 10.8% 〈数学的リテラシー〉2012年: 23.7% → 2015年: 20.3% 〈科学的リテラシー〉2012年: 18.2% → 2015年: 15.3%</p> <p>・習熟度レベル2未満 (下位層) の割合 〈読解力〉2012年: 9.8% → 2015年: 12.9% 〈数学的リテラシー〉2012年: 11.1% → 2015年: 10.7% 〈科学的リテラシー〉2012年: 8.5% → 2015年: 9.6% (「生きるための知識と技能6」(国立教育政策研究所))</p> <p>○全国学力・学習状況調査結果 ・過去の調査(※)との同一問題の正答率の比較 (小学校) 過去の調査と比べて3ポイント以上高い問題の数: 6問/9問 (平成24年度), 4問/11問 (平成25年度), 2問/3問 (平成26年度), 1問/3問 (平成27年度), 1問/1問 (平成28年度) 過去の正答率の前後3ポイント未満の範囲にある問題の数: 2問/9問 (平成24年度), 6問/11問 (平成25年度), 1問/3問 (平成26年度), 2問/3問 (平成27年度), 0問/1問 (平成28年度) 過去の調査と比べて3ポイント以上低い問題の数: 1問/9問 (平成24年度), 1問/11問 (平成25年度), 0問/3問 (平成26年度), 0問/3問 (平成27年度), 0問/1問 (平成28年度) (中学校) 過去の調査と比べて3ポイント以上高い問題の数: 6問/10問 (平成24年度), 3問/7問 (平成25年度), 2問/6問 (平成26年度), 2問/4問 (平成27年度), 2問/4問 (平成28年度) 過去の正答率の前後3ポイント未満の範囲にある問題の数: 2問/10問 (平成24年度), 4問/7問 (平成25年度), 3問/6問 (平成26年度), 2問/4問 (平成27年度), 2問/4問 (平成28年度) 過去の調査と比べて3ポイント以上低い問題の数: 2問/10問 (平成24年度), 0問/7問 (平成25年度), 1問/6問 (平成26年度), 0問/4問 (平成27年度), 0問/4問 (平成28年度)</p> <p>※過去の調査とは、全国学力・学習状況調査及びTIMSS (国際数学・理科教育動向調査) 等を指す。 複数回にわたり実施されている場合は、実施年度が最も近いものと比較している。 (各調査の対象学年や実施時期、問題の全体構成等が異なるため、単純な比較ができないことに留意する必要がある。) (「全国学力・学習状況調査結果 (平成24~28年度)」(文部科学省))</p>	<p>PISA2015においても平均得点が高い上位グループに位置している。一方、読解力の平均得点については、PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、統計的に有意に低下</p> <p>PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、読解力については統計的に有意に低下、数学的リテラシー、科学的リテラシーは統計的な有意差はない</p> <p>PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、統計的な有意差はない</p> <p>平成28年度調査において、過去の全国学力・学習状況調査等との同一問題 (小学校1問、中学校3問) について、過去の調査の正答率と比べて3ポイント以上高いものが、小学校調査で1問、中学校調査で1問となっている。</p> <p>過去の調査との同一問題の無解答率については今後把握 (平成29年度に集計予定)</p>
<p>②児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善</p> <p>○PISA (OECD生徒の学習到達度調査) 学習意欲の向上: 科学に対する興味・関心を持つ生徒や科学の有用性を感じる生徒の割合 ・科学について学ぶことに興味があると回答した生徒の割合 2006年: 49.5% → 2015年: 47.7% ・将来自分の就きたい仕事で役に立つから、努力して理科の科目を勉強することは大切だと回答した生徒の割合 2006年: 46.7% → 2015年: 61.4% ・理科の科目を勉強することは、将来の仕事の可能性を広げてくれるので、やりがいがあると回答した生徒の割合 2006年: 41.0% → 2015年: 56.7% (「生きるための知識と技能6」(国立教育政策研究所))</p> <p>○学校の授業時間以外で平日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合 (小学校) 平成24年度60.0% → 平成25年度63.5% 平成26年度62.2% 平成27年度63.0% 平成28年度62.8% (中学校) 平成24年度66.7% → 平成25年度68.8% 平成26年度68.1% 平成27年度69.1% 平成28年度67.9% (「全国学力・学習状況調査結果 (平成24~28年度)」(文部科学省))</p> <p>○学校の授業時間以外で土日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合 (小学校) 平成24年度55.5% → 平成25年度57.7% 平成26年度56.2% 平成27年度57.1% 平成28年度57.3% (中学校) 平成24年度66.5% → 平成25年度68.0% 平成26年度68.0% 平成27年度69.3% 平成28年度68.4% (「全国学力・学習状況調査結果 (平成24~28年度)」(文部科学省))</p>	<p>科学への興味は統計的な有意差はなく、科学は役に立つ・やりがいがあると回答した割合は統計的に有意に増加</p> <p>平成24~28年度の結果を比較すると、増加</p> <p>平成24~28年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>○学習習慣の改善：家で授業の復習をしていると回答した児童生徒の割合 (小学校) 平成24年度50.4%→平成25年度51.5% 平成26年度54.1% 平成27年度54.5% 平成28年度55.3% (中学校) 平成24年度45.9%→平成25年度48.8% 平成26年度50.5% 平成27年度52.1% 平成28年度51.2% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、増加
<p>○家で自分で計画を立てて勉強していると回答した児童生徒の割合 (小学校) 平成24年度58.2%→平成25年度59.0% 平成26年度61.1% 平成27年度62.9% 平成28年度62.3% (中学校) 平成24年度43.5%→平成25年度44.8% 平成26年度46.8% 平成27年度49.0% 平成28年度48.7% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、増加
<p>③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加</p> <p>○個別の指導計画の作成率(国・公・私立計) 69.0%(平成24年度)→70.5%(平成25年度)→72.3%(平成26年度)→72.6%(平成27年度)→73.4%(平成28年度) ※作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校から引いた場合の作成率 89.8%(平成24年度)→90.6%(平成25年度)→91.5%(平成26年度)→91.6%(平成27年度)→92.3%(平成28年度)</p> <p>○個別の教育支援計画の作成率(国・公・私立計) 55.1%(平成24年度)→58.1%(平成25年度)→61.2%(平成26年度)→60.5%(平成27年度)→62.1%(平成28年度) ※作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校から引いた場合の作成率 76.2%(平成24年度)→78.7%(平成25年度)→81.5%(平成26年度)→81.9%(平成27年度)→82.2%(平成28年度) (「平成28年度特別支援教育体制整備状況調査」(文部科学省))</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、増加
<p>(豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。</p> <p>①自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上 ・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加</p>	
<p>「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 【小学校】平成24年度：91.3%→平成25年度：90.6%→平成26年度：90.5%→平成27年度：91.1%→平成28年度：91.5% 【中学校】平成24年度：92.1%→平成25年度：92.4%→平成26年度：92.9%→平成27年度：94.3%→平成28年度：94.5% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p> <p>・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、増加
<p>「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 【小学校】平成24年度：76.8%→平成25年度：75.8%→平成26年度：76.2%→平成27年度：76.3%→平成28年度：76.4% 【中学校】平成24年度：68.4%→平成25年度：66.6%→平成26年度：67.3%→平成27年度：68.1%→平成28年度：69.3% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p> <p>・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、小学校は横ばい、中学校は増加
<p>「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 【小学校】平成24年度：94.2%→平成25年度：92.9%→平成26年度：94.4%→平成27年度：93.8% 【中学校】平成24年度：95.0%→平成25年度：94.3%→平成26年度：95.3%→平成27年度：95.0% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～27年度)」(文部科学省))</p> <p>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加</p>	平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい
<p>【小学校】平成24年度：86.7%→平成25年度：87.8%→平成26年度：86.7%→平成27年度：86.5%→平成28年度：85.3% 【中学校】平成24年度：73.2%→平成25年度：73.5%→平成26年度：71.5%→平成27年度：71.8%→平成28年度：71.1% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p> <p>・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、横ばい
<p>【小学校】平成25年度：37.5%→平成28年度：36.2% 【中学校】平成25年度：44.5%→平成28年度：48.5% (「全国学力・学習状況調査結果(平成25年度、28年度)」(文部科学省))</p>	平成25年度と28年度の結果を比較すると、小学校は減少、中学校は増加
<p>②いじめ、不登校、高校中退者の状況改善(いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など)(成果目標6に後掲)</p> <p>○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合： 【小学校】平成24年度：90.8%→平成25年度：90.0%→平成26年度：89.9%→平成27年度：90.3% 【中学校】平成24年度：86.6%→平成25年度：84.4%→平成26年度：86.2%→平成27年度：85.8% 【高等学校】平成24年度：90.3%→平成25年度：87.1%→平成26年度：87.7%→平成27年度：83.9%</p>	平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>○全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合： 【小学校】平成24年度：0.31%→平成25年度：0.36%→平成26年度：0.39%→平成27年度：0.42% 【中学校】平成24年度：2.56%→平成25年度：2.69%→平成26年度：2.76%→平成27年度：2.83% 【高等学校】平成24年度：1.72%→平成25年度：1.67%→平成26年度：1.59%→平成27年度：1.49%</p> <p>○高校中退者数の割合： 平成25年度：1.7%→平成26年度：1.5%→平成27年度：1.4% ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査に加えているため、平成24年度以前との比較はできない。 (「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成24年度～平成27年度)」(文部科学省))</p>	<p>平成24～27年度の結果を比較すると、小中学校で増加、高等学校で減少</p> <p>平成25～27年度の結果を比較すると、減少</p>
<p>(健やかな体) 今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。</p> <p>①体力の向上傾向を確実にする(今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す)。</p>	
<p>○体力・運動能力調査の結果(合計点 単位:点) 平成24年度：7歳男子37.71 7歳女子38.42 9歳男子49.86 9歳女子50.20 11歳男子61.88 11歳女子62.00 →平成25年度：7歳男子37.92 7歳女子37.78 9歳男子49.55 9歳女子49.73 11歳男子60.61 11歳女子61.90 →平成26年度：7歳男子37.95 7歳女子37.85 9歳男子50.27 9歳女子50.86 11歳男子61.45 11歳女子62.07 →平成27年度：7歳男子37.69 7歳女子38.90 9歳男子50.31 9歳女子51.05 11歳男子61.82 11歳女子62.52 ※新体力テスト合計点は、運動能力を構成する基本的な体力要素に対応した8種目(①握力②上体起こし③長座体前屈④反復横とび⑤20mシャトルラン(往復持久走)⑥50m走⑦立ち幅とび⑧ソフトボール投げ)をそれぞれ数値化し合計することで総合的な体力・運動能力を示している。</p>	<p>平成24～27年度の結果を比較すると、7歳女子、9歳男女、11歳女子は向上、7歳男子、11歳男子は横ばい。</p>
<p>○体力・運動能力調査の結果(50m走 単位:秒) 平成24年度：7歳男子10.62 7歳女子10.91 9歳男子9.59 9歳女子9.89 11歳男子8.81 11歳女子9.13 →平成25年度：7歳男子10.61 7歳女子10.93 9歳男子9.67 9歳女子9.98 11歳男子8.9 11歳女子9.12 →平成26年度：7歳男子10.58 7歳女子10.95 9歳男子9.56 9歳女子9.93 11歳男子8.85 11歳女子9.16 →平成27年度：7歳男子10.70 7歳女子10.94 9歳男子9.60 9歳女子9.91 11歳男子8.78 11歳女子9.12 (参考 昭和60年度：7歳男子10.30 7歳女子10.68 9歳男子9.40 9歳女子9.74 11歳男子8.75 11歳女子9.00)</p>	<p>平成24～27年度の結果を比較すると、11歳男女は向上、7歳男女、9歳男女横ばい。</p>
<p>○体力・運動能力調査の結果(ソフトボール投げ 単位:m) 平成24年度：7歳男子12.26 7歳女子8.14 9歳男子20.41 9歳女子12.1 11歳男子29.58 11歳女子17.41 →平成25年度：7歳男子12.38 7歳女子7.64 9歳男子20.33 9歳女子11.92 11歳男子28.41 11歳女子16.85 →平成26年度：7歳男子12.13 7歳女子7.62 9歳男子20.21 9歳女子12.12 11歳男子27.89 11歳女子16.38 →平成27年度：7歳男子12.01 7歳女子7.57 9歳男子20.18 9歳女子11.95 11歳男子27.41 11歳女子16.50 (参考 昭和60年度：7歳男子15.37 7歳女子8.8 9歳男子25.13 9歳女子14.22 11歳男子33.98 11歳女子20.52) (各年度の「体力・運動能力調査」(スポーツ庁))</p>	<p>平成24～27年度の結果を比較すると、7歳男子、9歳女子、11歳女子は横ばい、7歳女子、9歳男子、11歳男子は低下。</p>
<p>②学校における健康教育・健康管理の推進 ・健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加</p>	
<p>○健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合： 平成22年度：【高3男子】90.1%、【高3女子】93.1%→平成27年度：【高3男子】92.7%、【高3女子】95.5% ○保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合： 平成22年度：【高3男子】47.1%、【高3女子】47.4%→平成27年度：【高3男子】59.6%、【高3女子】57.0% (「保健学習推進委員会報告書(平成22、28年度)」(日本学校保健会))</p>	<p>平成22年度と27年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>平成24年度 91.6%→平成25年度 92.6%→平成26年度 94.1%→平成27年度：95.0% (文部科学省調べ)</p> <p>・朝食を欠食する子どもの割合の減少</p>	<p>平成24～27年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>○朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した児童の割合 【小学校】平成24年度：3.9%→平成25年度：3.7%→平成26年度：3.9%→平成27年度：4.4%→平成28年度：4.5% ○朝食を「全く食べていない」と回答した児童の割合 【小学校】平成24年度：0.8%→平成25年度：0.7%→平成26年度：0.7%→平成27年度：0.9%→平成28年度：0.9% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>・学校給食における地場産物を使用する割合の増加</p> <p>○学校給食における地場産物を使用する割合 平成24年度：25.1%→平成25年度：25.8%→平成26年度：26.9%→平成27年度：26.9% 〔「学校給食における地場産物の活用状況（平成24～27年度）」（文部科学省）〕</p>	平成24～27年度の結果を比較すると、増加
<p>成果目標2（課題探求能力の修得）</p> <p>①各大学における学修時間の把握状況の改善、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保（欧米並みの水準）</p> <p>○学部段階において学生の学修時間や学修行動の把握を実施している大学 平成24年度：299大学（40.2%）→平成25年度：441大学（59.8%）→平成26年度：565大学（76.5%） 〔「大学における教育内容等の改革状況について（平成24～26年度）」（文部科学省）〕</p> <p>○授業に関連した自発的学習時間（1週間当たり） 平成19年度（東京大学実施）：0時間（10.9%）、1-5時間（57.5%）、6-10時間（16.4%）、11時間以上（15.2%） →平成26年度（国立教育政策研究所実施）：0時間（12.0%）、1-5時間（58.4%）、6-10時間（19.5%）、11時間以上（10.1%） 〔「大学生の学習状況に関する調査」（国立教育政策研究所）〕</p> <p>②学修支援環境の改善</p> <p>○TA（ティーチング・アシスタント）を配置している大学 平成24年度：482校（62.9%）→平成25年度：484校（63.5%）→平成26年度：485校（63.5%）</p> <p>○オフィス・アワーを設定している大学 平成24年度：617校（80.5%）→平成25年度：655校（86.0%）→平成26年度：681校（89.1%）</p> <p>○ラーニング・コモンズの整備・活用をしている大学 平成24年度：321校（41.9%）→平成25年度：389校（51.0%）→平成26年度：425校（55.6%） 〔「大学における教育内容等の改革状況について（平成24～26年度）」（文部科学省）〕</p> <p>③全学的な教学システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など）</p> <p>○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている大学 【学部段階】平成24年度：570校（76.7%）→平成25年度：694校（94.0%）→平成26年度：723校（97.8%） 【研究科段階】平成24年度：457校（74.4%）→平成25年度：551校（89.3%）→平成26年度：582校（94.6%）</p> <p>○ナンバリング（カリキュラムの体系性を示すために、各授業科目に意味付けされた番号を付与すること）を学部段階で実施している大学 平成24年度：125校（16.8%）→平成25年度：162校（22.0%）→平成26年度：209校（28.3%）</p> <p>○履修系統図（カリキュラムマップ、カリキュラムチャート）を学部段階で活用している大学 平成24年度：353校（47.5%）→平成25年度：383校（51.9%）→平成26年度：426校（57.7%）</p> <p>○能動的学修（アクティブ・ラーニング）を効果的にカリキュラムに組み込むための検討を行っている大学 平成24年度：407校（54.8%）→平成25年度：454校（61.5%）→平成26年度：489校（66.3%） 〔「大学における教育内容等の改革状況について（平成24～26年度）」（文部科学省）〕</p> <p>④学生、卒業者、企業・NPO等の、教育への評価の改善</p> <p>○学生の学修成果の把握の一環として、学部段階において学生の学修経験などを問うアンケート調査（学修行動調査等）を実施している大学 平成24年度：106大学（14.3%）→平成25年度：157大学（21.3%）</p> <p>○学部段階において、学生による授業評価を実施している大学 平成24年度：722大学（94.3%）→平成25年度：736大学（96.6%）→平成26年度：752大学（98.4%） 〔「大学における教育内容等の改革状況について（平成24～26年度）」（文部科学省）〕</p> <p>○企業の新卒入社予定者への満足度（「非常に満足」及び「どちらかという満足」の合計） 平成25年卒：69.2%→平成26年卒：67.4%→平成27年卒：68.0%→平成28年卒：64.8%→平成29年卒：62.1% 〔「就職白書」（株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所）〕</p>	<p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p> <p>平成19年度調査（東京大学実施）と26年度調査（国立教育政策研究所実施）の同種の調査を比較すると、概ね横ばい</p> <p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p> <p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p> <p>学生については、平成24～26年度の結果を比較すると増加</p> <p>企業については平成24～28年度の結果を比較すると、横ばい</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>⑤社会人入学者の倍増</p> <p>○大学、短期大学、大学院、専修学校への社会人入学者数【正規課程】： 4.9万人（平成24年度）→4.9万人（平成25年度）→4.5万人（平成26年度）5.1万人（平成27年度）※→5.0万人（平成28年度）※</p> <p>○大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数【履修証明制度、科目等履修生制度、聴講生制度（平成26年度の数値から追加）】： 1.9万人（平成24年度）→1.6万人（平成25年度）7.7万人（平成26年度、短期大学を除く）※</p> <p>○専修学校の短期プログラムの受講者数【科目等履修制度、附帯事業】： 5.3万人（平成24年度）→4.9万人（平成25年度）10.4万人（平成26年度）※</p> <p>※学校基本調査や私立高等学校等の実態調査の調査項目等の見直しにより、正規課程や短期プログラムの入学者数・受講者数をより正確に把握できるようになったところ、当該調査を踏まえた新たな算出方法による数値。 〔「学校基本調査」（文部科学省）、「短期大学教育の改善等の状況」（文部科学省）、「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）、「私立高等学校等の実態調査」（文部科学省）〕</p>	<p>大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は平成24～26年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成27年度と平成28年度を比較すると、減少。</p> <p>大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成26年度は約7.7万人（短期大学を除く）。</p> <p>専修学校の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると減少。新たな算出方法では、平成26年度は約10.4万人。</p>
<p>成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）</p>	
<p>①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加</p>	
<p>○この1年間に社会問題に関するもの（社会、時事、国際、環境など）について学習を行った人の割合 5.0%（平成11年）→5.0%（平成17年）→8.9%（平成24年）→5.7%（平成27年） 〔「生涯学習に関する世論調査（平成11年、17年、24年、27年）」（内閣府）〕 ※各年度で調査の構成等が異なるため、単純な比較は困難であることに留意</p>	<p>平成24年度と27年度の結果を比較すると、減少</p>
<p>②体験活動・読書活動の実施状況等の改善</p>	
<p>・体験活動を行う児童生徒等の数の増加</p> <p>学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供（小学1年生～6年生）の割合 平成24年度：51.1%→平成26年度：50.8% 〔「青少年の体験活動等に関する実態調査（24年度、26年度）」（独）国立青少年教育振興機構〕</p> <p>・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加</p>	<p>平成24年度と26年度の結果を比較すると、減少</p>
<p>小学校：平成24年度：96.4%→平成26年度：96.8%→平成28年度：97.1% 中学校：平成24年度：88.2%→平成26年度：88.5%→平成28年度：88.5% 高等学校：平成24年度：40.8%→平成26年度：42.9%→平成28年度：42.7% 〔「学校図書館の現状に関する調査（平成24年度、26年度、28年度）」（文部科学省）〕</p> <p>・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>○市の推進計画策定率 平成23年度：71.1%→平成25年度：79.8%→平成26年度：84.6%→平成27年度：86.6%→平成28年度：88.6% ○町村の推進計画策定率 平成23年度：38.8%→平成25年度：50.5%→平成26年度：55.4%→平成27年度：59.7%→平成28年度：63.6% （文部科学省調べ）</p>	<p>平成23～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>③学習成果の活用状況の改善</p>	
<p>・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加</p> <p>○生涯学習をしたことがある者のうち ・仕事や就職の上で生かしている者…平成24年度：31.3%→平成27年度：32.6% ・地域や社会での活動に生かしている者…平成24年度：21.8%→平成27年度：24.1% ・生かしていない者…平成24年度：7.1%→平成27年度：5.4% 〔「生涯学習に関する世論調査（平成24年度、27年度）」（内閣府）〕 ※各年度で調査の構成等が異なるため、単純な比較は困難であることに留意</p>	<p>平成24年度と27年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加</p> <p>青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の試行事業に参加した青少年の数 平成24年度：12人→平成25年度：71人→平成26年度：149人→平成27年度：366人→平成28年度：388人 （文部科学省調べ）</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善</p>	
<p>・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加</p> <p>○年間受検者数が1万人以上の民間検定試験の事業者及びこの他、文部科学省の後援名義の使用を許可された民間検定試験の事業者における検定試験の自己評価等の実施割合 平成24年度：50.0%→平成25年度：58.6% 〔「検定試験の自己評価等に関するアンケート調査（平成24年度、平成25年度）」（文部科学省）〕</p> <p>○年間受検者数が5千人以上の民間検定試験の事業者及びこの他、文部科学省の後援名義の使用を許可された民間検定試験の事業者における検定試験の自己評価等の実施割合 平成26年度：69.2% 〔「平成26年度検定試験の第三者評価に関する調査研究」（文部科学省）〕</p>	<p>平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
成果目標4(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)	
<p>①児童生徒の進路に向けた意識の向上 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加</p> <p>【小学校】平成24年度：86.7%→平成25年度：87.8%→平成26年度：86.7%→平成27年度：86.5%→平成28年度：85.3% 【中学校】平成24年度：73.2%→平成25年度：73.5%→平成26年度：71.5%→平成27年度：71.8%→平成28年度：71.1% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p> <p>・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加</p> <p>小学校：【国語】平成24年度：88.9%→平成25年度：87.2%→平成26年度：87.4%→平成27年度：88.6%→平成28年度：89.2% 【算数】平成24年度：90.4%→平成25年度：88.7%→平成26年度：89.0%→平成27年度：90.4%→平成28年度：89.8% 【理科】平成24年度：73.4%→平成27年度：74.6% 中学校：【国語】平成24年度：82.7%→平成25年度：81.2%→平成26年度：82.3%→平成27年度：84.1%→平成28年度：84.3% 【数学】平成24年度：71.3%→平成25年度：69.4%→平成26年度：71.3%→平成27年度：72.3%→平成28年度：71.3% 【理科】平成24年度：52.6%→平成27年度：54.6% (「全国学力・学習状況調査結果(平成24～28年度)」(文部科学省))</p>	平成24～28年度の結果を比較すると、横ばい
<p>②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況(就職率、早期離職率等)改善に向けた取組の増加 (キャリア教育・職業教育の充実等) ・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善</p> <p>中学校： 職場体験活動実施率 平成22年度：97.1%→平成23年度：96.9%→平成24年度：98.0% →平成25年度：98.6%→平成26年度：98.4%→平成27年度：98.3%</p> <p>高等学校(全日制・普通科)： インターンシップ実施率 平成22年度：73.4%→平成23年度：75.6%→平成24年度：80.2% →平成25年度：79.4%→平成26年度：79.3%→平成27年度：81.0% (「職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果(平成22～27年度)」(国立教育政策研究所))</p> <p>高等教育段階におけるインターンシップの実施率 (平成24年度)：【大学】70.0% 【短期大学】39.5% 【高専】100% →(平成25年度)：【大学】70.7% 【短期大学】40.7% 【高専】100% →(平成26年度)：【大学】73.3% 【短期大学】39.3% 【高専】100% (「大学等における平成24年度及び25年度のインターンシップ実施状況について」(独)日本学生支援機構)「平成26年度大学等におけるインターンシップ実施状況調査」(文部科学省))</p> <p>専修学校におけるインターンシップの実施状況： 平成23年度：989校(36.0%)→平成24年度：1,000校(36.0%)→平成25年度：1,027校(38.1%)→平成26年度：1,158校(42.3%)→平成27年度：1,296校(51.5%) (「私立高等学校等実態調査(平成24～27年度)」(文部科学省))</p> <p>・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL(Problem-Based Learning)等の実施率増加</p>	平成24～27年度の結果を比較すると、増加
<p>○大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目を開設している大学 平成24年度：177校(23.8%)→平成25年度：200校(27.1%) (「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度、25年度)」(文部科学省))</p> <p>○短期大学と企業等とで連携して実施する、課題解決型の授業科目(PBLなど)を開設している短期大学 平成24年度：22校(6.3%)→平成25年度：31校(9.1%) (「短期大学教育の改善等の状況について(平成24年度、25年度)」(文部科学省))</p> <p>○高等専門学校と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目を開設している高等専門学校 平成26年度：55校(96.5%)→平成27年度：56校(98.2%) (文部科学省調べ)</p> <p>○専修学校において企業等との共同研究を実施している専修学校の割合 平成26年度：10.5% (「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究」文部科学省平成26年度委託事業)</p> <p>・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善(履修証明プログラムがある大学の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、社会人入学者の倍増)</p>	大学については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加
<p>○履修証明プログラムを開設している大学 平成24年度：72校(9.4%)→平成25年度：83校(10.9%)→平成26年度：94校(12.3%) (「大学における教育内容等の改革状況について(平成24～26年度)」(文部科学省))</p> <p>○社会人等を対象とするコースのうち、実際に社会人を受け入れているコースを設けている専修学校数 平成24年度：1,614校→平成25年度：1,670校→平成26年度：1,815校→平成27年度：1,853校 (「私立高等学校等実態調査(平成24～27年度)」(文部科学省))</p>	短期大学については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加
	高等専門学校については、平成26年度と27年度の結果を比較すると、増加
	専修学校については、平成26年度実績が最新のため、推移については今後把握。(平成28年度実績を現在集計中)
	平成24～26年度の結果を比較すると、増加
	平成24～27年度の結果を比較すると、増加

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>○大学、短期大学、大学院、専修学校への社会人入学者数【正規課程】： 4.9万人（平成24年度）→4.9万人（平成25年度）→4.5万人（平成26年度）5.1万人（平成27年度）※→5.0万人（平成28年度）※</p> <p>○大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数【履修証明制度、科目等履修生制度、聴講生制度（平成26年度の数値から追加）】： 1.9万人（平成24年度）→1.6万人（平成25年度）7.7万人（平成26年度、短期大学を除く）※</p> <p>○専修学校の短期プログラムの受講者数【科目等履修制度、附帯事業】： 5.3万人（平成24年度）→4.9万人（平成25年度）10.4万人（平成26年度）※</p> <p>※学校基本調査や私立高等学校等の実態調査の調査項目等の見直しにより、正規課程や短期プログラムの入学者数・受講者数をより正確に把握できるようになったところ、当該調査を踏まえた新たな算出方法による数値。 〔学校基本調査（文部科学省）、「短期大学教育の改善等の状況」（文部科学省）、「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省）、「私立高等学校等の実態調査」（文部科学省）〕</p>	<p>大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は平成24～26年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成27年度と平成28年度を比較すると、減少。</p> <p>大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成26年度は約7.7万人（短期大学を除く）。</p> <p>専修学校の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると減少。新たな算出方法では、平成26年度は約10.4万人。</p>
<p>・大学で教員等として活躍する女性の増加</p> <p>○大学における女性の本務教員数（女性比率） 平成24年度：37,720人（21.2%） （職種別 学長：65人（8.7%）、副学長：72人（7.2%）、教授：9,255人（13.4%）、准教授：9,006人（21.4%）、講師：5,899人（29.5%）） 平成25年度：39,030人（21.8%） （職種別 学長：63人（8.4%）、副学長：74人（7.1%）、教授：9,595人（14.0%）、准教授：9,345人（22.0%）、講師：6,060人（29.9%）） 平成26年度：40,744人（22.5%） （職種別 学長：68人（9.1%）、副学長：95人（8.5%）、教授：9,974人（14.4%）、准教授：9,667人（22.6%）、講師：6,403人（31.0%）） 平成27年度：42,433人（23.2%） （職種別 学長：76人（10.2%）、副学長：114人（9.3%）、教授：10,365人（15.0%）、准教授：10,067人（23.3%）、講師：6,683人（31.6%）） 平成28年度：43,723人（23.7%） （職種別 学長：79人（10.6%）、副学長：142人（10.9%）、教授：10,772人（15.5%）、准教授：10,297人（23.7%）、講師：6,866人（31.7%）） 〔学校基本統計（平成24～28年度）〕（文部科学省）</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>〈就職支援等〉 ・新卒者の就職状況を公開している大学の増加</p> <p>○学部・学科（研究科・専攻）別の就職者数及び進学者数をホームページで公開している大学数 平成24年度：682校（89.0%）→平成25年度：678校（89.0%）</p> <p>○学部段階について、就職者数及び進学者数の情報を公表している大学数 平成26年度：686校（93.0%） 〔大学における教育内容等の改革状況について（平成24～26年度）〕（文部科学省）</p>	<p>関連する項目について、平成24～26年度の結果を比較すると、概ね増加</p>
<p>・就職相談員の配置や就職相談室の設置状況の増加</p> <p>○就職支援に関する担当者が「いない」と回答した大学の割合（平成22年度）3.9%→（平成25年度）1.5%→（平成27年度）1.2% 〔大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成25、27年度）〕 〔大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成22年度）〕（独）日本学生支援機構</p> <p>○就職支援に関する大学の組織数（1学校当たりの平均組織数）（平成25年度）1.5→（平成27年度）1.6 〔大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成25、27年度）〕（独）日本学生支援機構</p>	<p>平成22～27年度の結果を比較すると、就職支援に関する担当者が「いない」と回答した大学の割合は減少</p> <p>平成25年度と平成27年度の結果を比較すると就職支援に関する大学の組織数（1学校当たりの平均組織数）は増加</p>
<p>基本的方向性2. 未来への飛躍を実現する人材の養成</p>	
<p>成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）</p>	
<p>〈新たな価値を創造する人材関係〉 ①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。 あわせて、習熟度レベルの上位層の増加（成果目標1の再掲）</p> <p>○PISA（OECD生徒の学習到達度調査） 〈読解力〉2012年：538点（1位/34カ国）→2015年：516点（6位/35カ国） 〈数学的リテラシー〉2012年：536点（2位/34カ国）→2015年：532点（1位/35カ国） 〈科学的リテラシー〉2012年：547点（1位/34カ国）→2015年：538点（1位/35カ国） ※順位はOECD加盟国中のもの</p> <p>・習熟度レベル5以上（上位層）の割合 〈読解力〉2012年：18.5%→2015年：10.8% 〈数学的リテラシー〉2012年：23.7%→2015年：20.3% 〈科学的リテラシー〉2012年：18.2%→2015年：15.3% 〔「生きるための知識と技能6」（国立教育政策研究所）〕</p>	<p>PISA2015においても平均得点が高い上位グループに位置している。一方、読解力の平均得点については、PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、統計的に有意に低下</p> <p>PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、読解力については統計的に有意に低下、数学的リテラシー、科学的リテラシーは統計的な有意差はない</p>
<p>②難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している児童生徒の割合の増加</p> <p>・難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していると回答した児童生徒の割合 （小学校）平成22年度：74.3%→平成25年度：75.1% 平成26年度：75.2% 平成27年度：76.4% 平成28年度：76.1% （中学校）平成22年度：64.1%→平成25年度：66.8% 平成26年度：68.0% 平成27年度：68.7% 平成28年度：69.5% 〔「全国学力・学習状況調査結果（平成22年度、25年度、26年度、27年度、28年度）〕（文部科学省）</p>	<p>平成22～28年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>③国際科学技術コンテストへの参加者の増加</p> <p>平成23年度：12,855人→平成24年度：14,764人→平成25年度：16,388人→平成26年度：17,960人→平成27年度：19,016人→平成28年度：19,209人 (各実施団体の報告に基づく)(文部科学省調べ)</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>④社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加</p> <p>○「博士課程教育リーディングプログラム」実施プログラム数 平成23年度：20プログラム→平成24年度：44プログラム→平成25年度：62プログラム→平成26年度：62プログラム→平成27年度：62プログラム→平成28年度：62プログラム→平成29年度：62プログラム</p>	<p>平成24～29年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>⑤世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増</p> <p>被引用回数の多い(上位10%)論文※数で世界100位以内の分野を有する大学数： 7大学(2007年-2011年平均)→7大学(2009年-2013年平均) (参考：米95大学→95大学、英29大学→28大学、中国44大学→55大学、独20大学→22大学、仏13大学→11大学) 【科学技術・学術政策研究所 調査資料-243「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」を基に、文部科学省にて作成】 ※研究論文の被引用回数の多さは、当該論文の注目度の高さを表すものとされている。 ※トムソン・ロイター社がデータベースの収録上作成している22分野分類(ただし、複合領域除く)。</p>	<p>2007年～2011年平均と2009年～2013年平均の結果を比較すると、横ばい</p>
<p>⑥大学の国際的な評価の向上(研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加)</p> <p>(主要な世界大学ランキングの上位100位内にランキングしている日本の大学数) ○Times Higher Education誌(英国)「World University Rankings」 平成24年：2校→平成25年：2校→平成26年：2校→平成27年：2校→平成28年：2校 ○Times Higher Education誌(英国)「World Reputation Rankings」 平成24年：5校→平成25年：5校→平成26年：5校→平成27年：2校→平成28年：5校 ○QS社(Quacquarelli Symonds Ltd)(英国)「QS World University Rankings」 平成24年：6校→平成25年：6校→平成26年：5校→平成27年：5校→平成28年：5校 ○上海交通大学「世界の大学の学術ランキング」 平成24年：4校→平成25年：3校→平成26年：3校→平成27年：4校→平成28年：4校 ※ランキングについては、データの取り方及び指標への換算方法に大きな変更があるため、各年の順位の比較は適切ではない。</p>	<p>平成24～28年の結果を参照すると、横ばい又は低下</p>
<p>〈グローバル人材関係〉 ①国際共通語としての英語力の向上 ・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標(中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上)を達成した中高校生の割合50%</p> <p>【中学第3学年】約31.2%(平成24年度)→約32.2%(平成25年度)→約34.6%(平成26年度)→約36.6%(平成27年度)→約36.1%(平成28年度) 【高校第3学年】約31.0%(平成24年度)→約31.0%(平成25年度)→約31.9%(平成26年度)→約34.3%(平成27年度)→約36.4%(平成28年度) 〔「英語教育実施状況調査(平成28年度)」(文部科学省)〕</p> <p>・卒業時の英語力の到達目標(例：TOEFL iBT80点)を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>○経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択大学数：42大学。 これら42大学において、①卒業時の英語力及び②卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数の達成目標を設定 ①外国語力スタンダード※を満たす学生数 平成25年度実績：5,550名→平成26年度実績：6,385名→平成27年度実績：7,443名 ②平成24年度実績：7,090名(12.9%)→平成25年度実績：8,015名(14.6%)→平成26年度実績：9,221名(16.4%) →平成27年度実績：10,547名(18.9%) ※各大学が設定する客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準(例：TOEFL等) ○英語教育に関する達成目標を設定している大学 外部試験(TOEIC、TOEFL等)のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学 平成24年度：262大学(35.3%)→平成25年度：296大学(40.1%) 〔「大学における教育内容等の改革状況について(平成24年度、25年度)」(文部科学省)〕</p>	<p>経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学について、平成24～27年度の結果を比較すると、増加。 英語教育に関する達成目標を設定している大学については、平成24年度と25年度の結果を比較すると、増加。</p>
<p>②英語教員に求められる英語力の目標(英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上)を達成した英語教員の割合(中学校：50%、高等学校：75%)</p> <p>【中学校】約27.7%(平成24年度)→約27.9%(平成25年度)→約28.8%(平成26年度)→約30.2%(平成27年度)→約30.2%(平成28年度) 【高等学校】約52.3%(平成24年度)→約52.7%(平成25年度)→約55.4%(平成26年度)→約57.3%(平成27年度)→約62.2%(平成28年度) 〔「英語教育実施状況調査(平成28年度)」(文部科学省)〕</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留学生数の増加(2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など)</p> <p>○高校生の海外留学者数 3か月以上：平成20年度 3,208人→平成23年度 3,257人→平成25年度 3,897人 3か月未満：平成20年度 27,134人→平成23年度 29,953人→平成25年度 38,152人 〔高等学校等における国際交流等の状況調査〕(文部科学省)(隔年実施)</p> <p>○日本人の海外留学者数(海外の高等教育機関に在籍する日本人学生数) 平成19年：75,156人→平成20年：66,833人→平成21年：59,923人→平成22年：58,060人→平成23年：57,501人→平成24年：60,138人 平成25年：55,350人→平成26年：53,197人(※) OECD「Education at a Glance」、ユネスコ文化統計年鑑、IIE「Open Doors」等より文部科学省作成 ※平成25年度統計以降、OECD、ユネスコの統計については、今回から、各国より提出されるデータの多くが「外国人学生数」(もともと当該国に居住していた学生を含む)ではなく、「外国人留学生数」(勉学を目的として他の国に移り住んだ学生)となっており、平成24年度までの集計結果との比較を行うことができなくなっている。</p> <p>○外国人留学生数 平成23年5月：138,075人(163,697人)→平成24年5月：137,756人(161,848人)→平成25年5月：135,519人(168,145人)→平成26年5月：139,185人(184,155人)→平成27年5月：152,062人(208,379人)→平成28年5月：171,122人(239,287人) ※大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、準備教育課程、日本語教育機関における外国人留学生数 ()内は日本語教育機関も加えた外国人留学生数 〔外国人留学生在籍状況調査〕(独)日本学生支援機構</p> <p>④大学における外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率の増加</p> <p>○大学における外国人の本務教員比率 平成24年度：3.8%→平成25年度：4.0%→平成26年度：4.0%→平成27年度：4.2%→平成28年度：4.4% 〔学校基本統計(平成24年度～平成28年度)〕</p> <p>○経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学において、外国人教員等(国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む)の全教員に占める比率 平成24年度：22.3%→平成25年度：27.8%→平成26年度：29.1%→平成27年度：29.4%→平成28年度：31.6%</p> <p>⑤大学における外国語による授業の実施率(外国語による授業/全授業数)の増加</p> <p>○経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学において、外国語による授業の実施率(外国語教育を主たる目的とするものは除く) 平成24年度：5.4%→平成25年度：6.4%→平成26年度：6.9%→平成27年度：8.8%</p> <p>○英語による授業を実施している大学 【学部段階】平成24年度：241校(32.4%)→平成25年度：262校(35.5%)→平成26年度：274校(37.1%) 【研究科段階】平成24年度：187校(30.5%)→平成25年度：196校(31.8%)→平成26年度：204校(33.2%) 〔大学における教育内容等の改革状況について(平成24～26年度)〕(文部科学省)</p> <p>⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善(4月以外で入学した学生数の増加)</p> <p>○4月以外の入学者数 【学部段階】平成24年度：2,124人→平成25年度：2,173人→平成26年度：2,334人 【研究科段階】平成24年度：6,071人→平成25年度：6,233人→平成26年度：6,544人 〔大学における教育内容等の改革状況について(平成24～26年度)〕(文部科学省)</p>	<p>高校生の海外留学者数は平成23年度と25年度の結果を比較すると、増加。 日本人の海外留学者数(海外の高等教育機関に在籍する者)は平成24年度までOECD、ユネスコ等における統計をもとに算出した集計値によって目標の達成度を把握していたが、平成25年度統計より手法に変更があったため、目標設定時からの比較ができなくなった。平成25年度と26年度の結果を比較すると、減少。</p> <p>外国人留学生数(日本語教育機関に在籍する者を含む)は東日本大震災の影響で減少したものの、その後回復してきており、平成24～28年度の結果を比較すると増加。ただし、目標達成にはさらなる伸びが必要。</p> <p>平成24～28年度の結果を比較すると、大学における外国人の本務教員比率は増加。経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学についても、平成24～28年度の結果を比較すると、外国人教員等の比率は増加。</p> <p>経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援採択42大学については、平成24～27年度の結果を比較すると、増加。英語による授業を実施している大学については、平成24～26年度の結果を比較すると、増加。</p> <p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p>
基本的方向性3. 学びのセーフティネットの構築	
<p>成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)</p> <p>〈主として初等中等教育関係〉</p> <p>①幼稚園等の就園率の増加</p> <p>○幼稚園就園率・保育所入所率(推計) 平成24年度…93.0%→平成25年度…93.4%→平成26年度…93.9% (学校基本調査、待機児童数調査、社会福祉施設等調査、人口推計より)</p> <p>②経済的な理由による高校中退者の数の減少</p> <p>○経済的な理由による中退者：平成25年度：1,336人→平成26年度：1,208人→平成27年度：1,364人 ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査に加えているため、平成24年度以前との比較はできない。 〔児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成25～27年度)〕(文部科学省)</p> <p>③国際的な学力調査における習熟度レベルの下位層の減少(成果目標1の再掲)</p> <p>・習熟度レベル2未満(低学力層)の割合 〈読解力〉2012年：9.8%→2015年：12.9% 〈数学的リテラシー〉2012年：11.1%→2015年：10.7% 〈科学的リテラシー〉2012年：8.5%→2015年：9.6% 〔生きるための知識と技能6〕(国立教育政策研究所)</p>	<p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p> <p>平成25～27年度の結果を比較すると、増加</p> <p>PISA2012とPISA2015の結果を比較すると、統計的な有意差はない</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移																																																					
<p>④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善</p> <p>【参考】家庭の社会経済的背景と学力の関係 平成25年度全国学力・学習状況調査の追加分析として行った、家庭の社会経済的背景と学力の関係についての調査結果 (平均正答)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">小学校</th> <th colspan="4">中学校</th> </tr> <tr> <th>国語A</th> <th>国語B</th> <th>算数A</th> <th>算数B</th> <th>国語A</th> <th>国語B</th> <th>数学A</th> <th>数学B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Lowest SES</td> <td>53.9</td> <td>39.9</td> <td>68.6</td> <td>47.7</td> <td>70.7</td> <td>59.8</td> <td>54.4</td> <td>31.5</td> </tr> <tr> <td>Lower middle SES</td> <td>60.1</td> <td>46.1</td> <td>75.2</td> <td>55.1</td> <td>75.2</td> <td>66.0</td> <td>62.0</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>Upper middle SES</td> <td>63.9</td> <td>51.4</td> <td>79.2</td> <td>60.3</td> <td>78.6</td> <td>70.3</td> <td>67.5</td> <td>44.9</td> </tr> <tr> <td>Highest SES</td> <td>72.7</td> <td>60.0</td> <td>85.4</td> <td>70.3</td> <td>83.6</td> <td>76.7</td> <td>75.5</td> <td>55.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家庭の社会的背景 (SES) : 保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。 当該指標を四等分し、Highest SES, Upper middle SES, Lower middle SES, Lowest SESに分割して分析。</p> <p>(「平成25年全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(H26.3)」(文部科学省委託研究 国立大学法人お茶の水女子大学))</p> <p>⑤いじめ、不登校、高校中退者の状況改善(いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少、高校中退者数の割合の減少など)</p> <p>○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合： 【小学校】平成24年度：90.8%→平成25年度：90.0%→平成26年度：89.9%→平成27年度：90.3% 【中学校】平成24年度：86.6%→平成25年度：84.4%→平成26年度：86.2%→平成27年度：85.8% 【高等学校】平成24年度：90.3%→平成25年度：87.1%→平成26年度：87.7%→平成27年度：83.9%</p> <p>○全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合： 【小学校】平成24年度：0.31%→平成25年度：0.36%→平成26年度：0.39%→平成27年度：0.42% 【中学校】平成24年度：2.56%→平成25年度：2.69%→平成26年度：2.76%→平成27年度：2.83% 【高等学校】平成24年度：1.72%→平成25年度：1.67%→平成26年度：1.59%→平成27年度：1.49%</p> <p>○高校中退者数の割合： 平成25年度：1.7%→平成26年度：1.5%→平成27年度：1.4% ※平成25年度からは高等学校通信制課程も調査に加えているため、平成24年度以前との比較はできない。 (「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成24年度～平成27年度)」(文部科学省))</p> <p>〈主として高等教育・生涯学習関係〉 ①進学機会の確保や修学の格差の状況改善(被災した世帯の学生等も含め、家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保) ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加</p> <p>○(独)日本学生支援機構調べ： (予約採用段階)平成24年度 71.46%、平成25年度 75.33%、平成26年度 83.73%、平成27年度 86.43% (在学採用段階)平成24年度 100.0%、平成25年度 100.0%、平成26年度 100.0%、平成27年度 98.92%</p> <p>・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合</p> <p>○全体の学生数のうち、授業料減免を受けている者の割合 平成23年度 7.19%→平成24年度 7.35%→平成25年度 7.47%→平成26年度 7.67%→平成27年度 7.95% ※大学、大学院、短大の学生が対象 (文部科学省調べ)</p>		小学校				中学校				国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B	Lowest SES	53.9	39.9	68.6	47.7	70.7	59.8	54.4	31.5	Lower middle SES	60.1	46.1	75.2	55.1	75.2	66.0	62.0	38.8	Upper middle SES	63.9	51.4	79.2	60.3	78.6	70.3	67.5	44.9	Highest SES	72.7	60.0	85.4	70.3	83.6	76.7	75.5	55.4	<p>平成29年度全国学力・学習状況調査において保護者に対する調査を実施予定</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、小中学校で増加、高等学校で減少</p> <p>平成25～27年度の結果を比較すると、減少</p> <p>予約採用段階は平成24～27年度の結果を比較すると、増加。 在学採用段階は平成24～27年度の結果を比較すると、減少</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、増加</p>
		小学校				中学校																																																
	国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B																																														
Lowest SES	53.9	39.9	68.6	47.7	70.7	59.8	54.4	31.5																																														
Lower middle SES	60.1	46.1	75.2	55.1	75.2	66.0	62.0	38.8																																														
Upper middle SES	63.9	51.4	79.2	60.3	78.6	70.3	67.5	44.9																																														
Highest SES	72.7	60.0	85.4	70.3	83.6	76.7	75.5	55.4																																														

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移																																																																																											
<p>②社会人入学者の倍増(成果目標2の再掲)</p> <p>○大学、短期大学、大学院、専修学校への社会人入学者数【正規課程】： 4.9万人(平成24年度)→4.9万人(平成25年度)→4.5万人(平成26年度)5.1万人(平成27年度)※→5.0万人(平成28年度)※</p> <p>○大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数【履修証明制度、科目等履修生制度、聴講生制度(平成26年度の数値から追加)】： 1.9万人(平成24年度)→1.6万人(平成25年度)7.7万人(平成26年度、短期大学を除く)※</p> <p>○専修学校の短期プログラムの受講者数【科目等履修制度、附帯事業】： 5.3万人(平成24年度)→4.9万人(平成25年度)10.4万人(平成26年度)※</p> <p>※学校基本調査や私立高等学校等の実態調査の調査項目等の見直しにより、正規課程や短期プログラムの入学者数・受講者数をより正確に把握できるようになったところ、当該調査を踏まえた新たな算出方法による数値。 (「学校基本調査」(文部科学省)、「短期大学教育の改善等の状況」(文部科学省)、「大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省)、「私立高等学校等の実態調査」(文部科学省))</p>	<p>大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は平成24～26年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成27年度と平成28年度を比較すると、減少。</p> <p>大学、大学院、短期大学の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると、減少。新たな算出方法では、平成26年度は約7.7万人(短期大学を除く)。</p> <p>専修学校の短期プログラムの受講者数は平成24年度と平成25年度の結果を比較すると減少。新たな算出方法では、平成26年度は約10.4万人。</p>																																																																																											
<p>成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)</p> <p>(主として初等中等教育関係)</p> <p>①学校施設の耐震化率の向上</p> <p>公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとしている「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を踏まえ、耐震化を着実に推進する。また、私立学校について、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="178 779 979 913"> <tr> <td>公立学校施設の耐震化率</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>小中学校</td> <td>84.8%</td> <td>88.9%</td> <td>92.5%</td> <td>95.6%</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>82.4%</td> <td>86.2%</td> <td>90.0%</td> <td>93.7%</td> <td>96.4%</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>75.1%</td> <td>79.4%</td> <td>83.6%</td> <td>86.7%</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>92.9%</td> <td>94.6%</td> <td>96.5%</td> <td>98.1%</td> <td>99.1%</td> </tr> </table> <p>(「公立学校施設の耐震改修状況調査」(文部科学省)) ※各年度の4月1日現在の値。</p> <table border="1" data-bbox="178 936 979 1003"> <tr> <td>私立学校施設の耐震化率</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td>幼稚園～高等学校</td> <td>75.4%</td> <td>77.8%</td> <td>80.6%</td> <td>83.5%</td> <td>86.4%</td> </tr> </table> <p>(「私立学校施設の耐震改修状況調査」(文部科学省)) ※各年度の4月1日現在の値。</p> <p>②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上</p> <p>○体育館のトイレが設置されている学校 平成24年度：79.8%→平成25年度：80.5%→平成26年度：81.2%→平成27年度：82.3%</p> <p>○屋外から利用できるトイレが設置されている学校 平成24年度：67.5%→平成25年度：69.1%→平成26年度：69.6%→平成27年度：70.6%</p> <p>○非常用の通信装置が設置されている学校 平成24年度：40.0%→平成25年度：46.8%→平成26年度：55.8%→平成27年度：61.3%</p> <p>○防災倉庫/備蓄倉庫が設置されている学校 平成24年度：38.4%→平成25年度：41.7%→平成26年度：47.2%→平成27年度：51.5%</p> <p>○貯水槽、プールの浄水装置等が設置されている学校 平成24年度：33.5%→平成25年度：35.1%→平成26年度：36.3%→平成27年度：37.7%</p> <p>○停電に備えた自家発電設備等が設置されている学校 平成24年度：27.5%→平成25年度：34.2%→平成26年度：40.2%→平成27年度：43.9%</p> <p>(「学校施設の防災機能に関する実態調査」(国立教育政策研究所)) ※各年度の5月1日現在の値であり、公立学校(小・中・高・中等・特)の値である。</p> <p>③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化</p> <table border="1" data-bbox="178 1435 979 1576"> <tr> <td>負傷</td> <td>1,005千件</td> <td>死亡</td> <td>78件</td> <td>(平成23年度)</td> </tr> <tr> <td>→負傷</td> <td>1,005千件</td> <td>死亡</td> <td>43件</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>→負傷</td> <td>977千件</td> <td>死亡</td> <td>60件</td> <td>(平成25年度)</td> </tr> <tr> <td>→負傷</td> <td>966千件</td> <td>死亡</td> <td>48件</td> <td>(平成26年度)</td> </tr> <tr> <td>→負傷</td> <td>958千件</td> <td>死亡</td> <td>61件</td> <td>(平成27年度)</td> </tr> </table> <p>(災害共済給付状況(平成23～27年度))((独)日本スポーツ振興センター))</p> <p>④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加</p> <p>・学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合 平成23年度：95.2%→平成25年度：94.4%→平成27年度：95.6% (学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成23～27年度実績))</p> <p>(主として高等教育関係)</p> <p>①大学等の耐震化率の向上</p> <p>国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。 また、私立大学等については、国立大学等の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p> <table border="1" data-bbox="178 1845 979 1912"> <tr> <td>国立大学等施設の耐震化率</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>89.3%</td> <td>91.5%</td> <td>94.2%</td> <td>96.4%</td> <td>97.9%</td> </tr> </table> <p>(「国立大学法人等施設実態報告書」(文部科学省)) ※各年度の5月1日現在の値。</p> <table border="1" data-bbox="178 1935 979 2002"> <tr> <td>私立大学等の耐震化率</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>81.8%</td> <td>83.7%</td> <td>85.2%</td> <td>87.6%</td> <td>88.8%</td> </tr> </table> <p>(「私立学校施設の耐震改修状況等の調査結果」(文部科学省)) ※平成24～27年度は5月1日現在の値。平成28年度は4月1日現在の値。</p>	公立学校施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	小中学校	84.8%	88.9%	92.5%	95.6%	98.1%	高等学校	82.4%	86.2%	90.0%	93.7%	96.4%	幼稚園	75.1%	79.4%	83.6%	86.7%	91.0%	特別支援学校	92.9%	94.6%	96.5%	98.1%	99.1%	私立学校施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	幼稚園～高等学校	75.4%	77.8%	80.6%	83.5%	86.4%	負傷	1,005千件	死亡	78件	(平成23年度)	→負傷	1,005千件	死亡	43件	(平成24年度)	→負傷	977千件	死亡	60件	(平成25年度)	→負傷	966千件	死亡	48件	(平成26年度)	→負傷	958千件	死亡	61件	(平成27年度)	国立大学等施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		89.3%	91.5%	94.2%	96.4%	97.9%	私立大学等の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		81.8%	83.7%	85.2%	87.6%	88.8%	<p>公立小中学校については耐震化率が平成28年度時点で約98%となり、おおむね完了した。</p> <p>私立学校についても耐震化率は向上。</p> <p>平成24年度～27年度の結果を比較すると、整備状況は向上</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、学校管理下における負傷事故の発生件数は減少</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、学校管理下における死亡事故の発生件数は増加</p> <p>平成23～27年度の結果を比較すると、増加</p> <p>国立大学等については、耐震化率が平成28年度時点で約98%となり、おおむね完了した。</p> <p>私立大学等についても、耐震化率は向上。</p>
公立学校施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																							
小中学校	84.8%	88.9%	92.5%	95.6%	98.1%																																																																																							
高等学校	82.4%	86.2%	90.0%	93.7%	96.4%																																																																																							
幼稚園	75.1%	79.4%	83.6%	86.7%	91.0%																																																																																							
特別支援学校	92.9%	94.6%	96.5%	98.1%	99.1%																																																																																							
私立学校施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																							
幼稚園～高等学校	75.4%	77.8%	80.6%	83.5%	86.4%																																																																																							
負傷	1,005千件	死亡	78件	(平成23年度)																																																																																								
→負傷	1,005千件	死亡	43件	(平成24年度)																																																																																								
→負傷	977千件	死亡	60件	(平成25年度)																																																																																								
→負傷	966千件	死亡	48件	(平成26年度)																																																																																								
→負傷	958千件	死亡	61件	(平成27年度)																																																																																								
国立大学等施設の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																							
	89.3%	91.5%	94.2%	96.4%	97.9%																																																																																							
私立大学等の耐震化率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																																																							
	81.8%	83.7%	85.2%	87.6%	88.8%																																																																																							

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
基本的方向性4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成	
成果目標8 (互助・共助による活力あるコミュニティの形成)	
<初等中等教育・生涯学習関係> ①全ての学区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築	
○「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用した学校支援地域本部及び放課後子供教室の設置状況 ・学校支援地域本部… 平成24年度：3,036本部→平成25年度：3,527本部→平成26年度：3,746本部→平成27年度：4,146本部→平成28年度：4,527本部 (公立小中学校あたりの実施率) 25.2% (平成24年度) →34.3% (平成28年度) ・放課後子供教室… 平成24年度：10,098教室→平成25年度：10,376教室→平成26年度：11,991教室→平成27年度：14,392教室→平成28年度：16,027教室 (全体における小学校実施箇所割合) 47.6% (平成24年度) →51.2% (平成28年度) (文部科学省調べ)	平成24～28年度の結果を比較すると学校支援地域本部、放課後子供教室の設置状況は増加。平成29年3月の社会教育法改正を踏まえ、学校支援地域本部等を基盤とする地域学校協働本部の設置状況については、今後把握。
②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大	
○公立小・中・義務教育学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況 平成23年度：738校(2.4%) →平成24年度：1,115校(3.6%) →平成25年度：1,491校(4.9%) →平成26年度：1,805校(6.0%) →平成27年度：2,271校(7.6%) →平成28年度：2,661校(9.1%) ※ () 内は当該年度の全公立小・中・義務教育学校に対するコミュニティ・スクールの割合 (文部科学省調べ)	コミュニティ・スクールの割合は増加しており、平成28年4月1日時点で全公立小・中・義務教育学校の約9.1%
・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加	
○今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 ・児童…62.8% ・児童…63.7% ・児童…67.7% ・児童…66.7% ・児童…67.7% ・生徒…36.5% ・生徒…41.0% ・生徒…42.8% ・生徒…44.2% ・生徒…44.5% (「全国学力・学習状況調査(平成24～28年度)」(文部科学省))	平成24～28年度の結果を比較すると、増加
・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加	
○60歳以上で何らかの学習活動へ参加している人の割合 平成15年度：12.3% 平成20年度：17.4% 平成25年度：14.1%	平成20年度と25年度の結果を比較すると、減少
○60歳以上で何らかのグループ活動へ参加している人の割合 平成15年度：54.8% 平成20年度：59.2% 平成25年度：61.0% (「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(内閣府)) ※5年おきの調査	平成20年度と25年度の結果を比較すると、増加
・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加	
○社会教育施設におけるボランティア登録者数 ・公民館…平成17年度：289,712人 平成20年度：249,604人 平成23年度：191,185人 平成27年度：170,105人 ・図書館…平成17年度：70,776人 平成20年度：98,431人 平成23年度：112,085人 平成27年度：95,949人 ・博物館…平成17年度：76,743人 平成20年度：75,588人 平成23年度：71,972人 平成27年度：77,439人 (「社会教育調査報告書(平成27年度)」(文部科学省)) ※上記の博物館には博物館類似施設を含む。	平成23年度と27年度の結果を比較すると、公民館・図書館は減少、博物館は増加
・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加	
○学校支援・放課後等の活動に参加した地域住民等の数(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」事業計画書より集計) 平成24年度：644万人→平成25年度：673万人→平成26年度：715万人→平成27年度：809万人→平成28年度：993万人	平成24～28年度の結果を比較すると、増加

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施</p> <p>【学校】 ○自己評価実施率 平成20年度：92.4% 平成23年度：96.7% 平成26年度：96.7% ○学校関係者評価実施率 平成20年度：70.4% 平成23年度：83.9% 平成26年度：85.7% ○保護者や地域住民等への学校に関する情報提供 学校便り等を作成して配布 平成23年度：83.9% 平成26年度：86.2% 学校のホームページを作成 平成23年度：77.9% 平成26年度：83.4% (「学校評価等実施状況調査(平成20年度、23年度、26年度)」(文部科学省))</p> <p>【社会教育施設】 ○社会教育施設の運営状況に関する評価の実施状況(評価結果の公表含む)については、平成27年度社会教育調査で調査項目を新設。なお、上記点検評価のほか、当該社会教育施設の運営体制の整備の状況に応じ、公民館運営審議会等が任意で設置されており、第三者による評価が実施されている。 ・公民館…平成27年度：37.0% (5,018館/13,548館※) ※26年度間未開館及び27年度新設の公民館を除く ・図書館…平成27年度：51.9% (1,721館/3,313館※) ※26年度間未開館及び27年度新設の図書館を除く ・博物館…平成27年度：43.3% (2,396館/5,531館※) ※26年度間未開館及び27年度新設の博物館を除く (「社会教育調査報告書(平成27年度)」(文部科学省)) ○社会教育施設における運営審議会等の設置状況割合 ・公民館運営審議会等…平成23年度：54.0% (7,932館/14,681館) 平成27年度：52.8% (7,484館/14,171館) ・図書館協議会等…平成23年度：62.6% (2,049館/3,274館) 平成27年度：66.6% (2,219館/3,331館) ・博物館協議会等…平成23年度：29.1% (1,675館/5,747館) 平成27年度：26.3% (1,495館/5,690館) (「社会教育調査報告書(平成27年度)」(文部科学省))</p>	<p>学校については平成23年度と26年度の結果を比較すると、増加。社会教育施設については評価の実施状況は平成27年度において公民館で37.0%、図書館で51.9%、博物館で43.3%となっている。運営審議会等の設置状況については平成23年度と27年度の結果を比較すると、図書館は増加、公民館と博物館は減少。</p>
<p>⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置</p> <p>○総合型地域スポーツクラブ設置率(創設準備中クラブも含む) 平成24年度：78.2% (3,396クラブ) →平成25年度：79.0% (3,493クラブ) →平成26年度：80.1% (3,512クラブ) →平成27年度：80.8% (3,550クラブ) →平成28年度：80.8% (3,586クラブ) (「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」(文部科学省・スポーツ庁))</p>	<p>総合型地域スポーツクラブの設置率は上昇しており、平成28年度時点で80.8%</p>
<p>⑥家庭教育支援の充実</p> <p>・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)</p> <p>○家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施している小学校区の割合…平成24年度：71.3% →平成26年度：79.6% (「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」(文部科学省) 「平成27年度生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」(文部科学省))</p> <p>○家庭教育支援チーム数 平成23年度：278チーム →平成24年度：328チーム →平成25年度：381チーム →平成26年度：441チーム →平成27年度：535チーム →平成28年度：616チーム (「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」事業報告書及び「家庭教育支援チームの登録制度」登録チーム数より集計)</p> <p>・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善</p>	<p>家庭教育支援を実施している小学校区の割合は平成24年度と26年度を比較すると増加しており、平成26年度時点で79.6%</p> <p>家庭教育支援チーム数は、平成24～28年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>○家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合 平成24年度：【小学生】75.9% 【中学生】66.0% →平成25年度：【小学生】76.5% 【中学生】66.8% →平成26年度：【小学生】80.5% 【中学生】72.8% →平成27年度：【小学生】79.6% 【中学生】73.8% →平成28年度：【小学生】79.3% 【中学生】74.2%</p> <p>○毎日、同じくらいの時間に寝ている児童生徒の割合 平成24年度：【小学生】77.3% 【中学生】74.0% →平成25年度：【小学生】78.9% 【中学生】74.4% →平成26年度：【小学生】79.2% 【中学生】74.3% →平成27年度：【小学生】79.4% 【中学生】75.3% →平成28年度：【小学生】80.0% 【中学生】75.3% (「全国学力・学習状況調査(平成24～28年度)」(文部科学省))</p>	<p>平成24～28年度の結果を比較すると、改善</p> <p>平成24～28年度の結果を比較すると、改善</p>
<p>【高等教育・生涯学習関係】 ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加</p> <p>○大学間・産業界等との連携による教育プログラムの実施件数(産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業) 【テーマA 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備】平成24年度：10件 →平成25年度：10件 →平成26年度：10件 【テーマB インターンシップ等の取組拡大】平成26年度：11件</p> <p>②地域の企業等(同一県内企業又は地方公共団体)との共同研究数の増加 平成24年度：5,240件 →平成25年度：5,762件 →平成26年度：6,142件 →平成27年度：6,563件 (文部科学省調べ)</p>	<p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p> <p>平成24～27年度の結果を比較すると、増加</p>

成果指標に対する実績	第2期教育振興基本計画策定 (平成25年6月14日)以降の推移
<p>③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加</p> <p>○雇用創出や学卒者の地元定着率向上に取り組む大学を支援するため、平成27年度から「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施している。 平成27年度（平成27年12月）：42拠点（256大学等が参加）→平成28年度（平成29年1月）：42拠点（276大学等が参加）</p>	<p>平成27年度と28年度の結果を比較すると、参加大学等が増加</p>
<p>④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上</p> <p>○学部段階でボランティア活動を取り入れた授業科目を開講している大学 平成24年度：381校（51.3%）→平成25年度：403校（54.6%）→平成26年度：415校（56.2%） （文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（平成24～26年度））</p> <p>○被災地の大学を中心として、地域復興センター的機能を整備し、災害医療教育、地域産業再生、復興の担い手の育成などを支援するため、平成23年度補正予算から平成27年度までの5年間で大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業を実施。 被災地を中心とした14大学に対して支援した。 ・組織的なボランティア派遣数 平成24年度：4,954名→平成25年度：5,444名→平成26年度：6,322名→平成27年度：4,569名</p>	<p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p>
<p>⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上</p> <p>○大学及び短大における公開講座数 平成24年度：36,135講座→平成25年度：39,816講座→平成26年度：40,005講座 （「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（文部科学省））</p> <p>○体育館、図書館等の施設を開放している大学及び短大の割合 平成24年度：85.7%→平成25年度：86.9%→平成26年度：86.0%（※4年制大学） 平成24年度：74.9%→平成25年度：76.6%→平成26年度：75.6%（※短期大学） （「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（文部科学省））</p>	<p>平成24～26年度の結果を比較すると、増加</p>

